

平成29年12月第15回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成29年12月8日第15回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番	鈴木 高行	2 番	渡邊 重益
3 番	小野 一雄	4 番	佐藤 邦彦
5 番	小野 典子	6 番	高野 進
7 番	安藤 美重子	8 番	渡邊 健一
9 番	高野 孝一	10番	佐藤 正司
12番	大槻 和弘	13番	百井 いと子
14番	鈴木 邦昭	15番	木村 満
16番	熊田 芳子	17番	佐藤 アヤ
18番	佐藤 實		

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐々木 人 見	企画財政課長	佐 藤 顕 一
税務課長	菊 地 和 彦	町民生活課長	山 田 勝 徳
福祉課長	佐 藤 育 弘	こども未来課長	橋 元 栄 樹
健康推進課長	南 條 守 一	農林水産課長	菊 池 広 幸
商工観光課長	齋 義 弘	都市建設課長	袴 田 英 美
施設管理課長	齋 藤 輝 彦	上下水道課長	川 村 裕 幸
会計管理者兼会計課長	大 堀 俊 之	教育長	岩 城 敏 夫
教育次長兼学務課長	鈴 木 邦 彦	生涯学習課長	片 岡 正 春
農業委員会事務局長	西 山 茂 男	選挙管理委員会書記長	佐々木 人 見
代表監査委員	澤 井 俊 一		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	渡 辺 壮 一	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 議案第 94号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 4 議案第 95号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改
正する条例
- 日程第 5 議案第 96号 亶理町子ども医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第 6 議案第 97号 亶理町農村地域工業導入促進審議会条例の一部を
改正する条例
- 日程第 7 議案第 98号 亶理町荒浜漁港フィッシャリーナ条例の一部を改
正する条例
- 日程第 8 議案第 99号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第100号 工事請負契約の締結について（平成29年度（復
交）町道荒浜大通線道路改良（その5）工事）
- 日程第10 議案第101号 工事請負契約の締結について（平成29年度
（社総交）町道亶理浜吉田線道路改良工事）
- 日程第11 議案第102号 工事請負変更契約の締結について（平成29年度
亶理第5-1号污水枝線（その2）工事）
- 日程第12 議案第103号 工事請負変更契約の締結について（平成29年度
亶理第5-2号污水枝線工事）
- 日程第13 議案第104号 工事請負契約の締結について（平成29年度中央
第3-1号雨水幹線工事）
- 日程第14 議案第105号 和解について
- 日程第15 議案第106号 町道の路線の廃止について

- 日程第16 議案第107号 町道の路線認定について
- 日程第17 議案第108号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第109号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第110号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第111号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第112号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第113号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第114号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第115号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第116号 平成29年度亶理町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第26 議案第117号 平成29年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第118号 平成29年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第119号 平成29年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第120号 平成29年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第121号 平成29年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第122号 平成29年度亶理町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第32 報告第17号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 日程第33 議案第123号 農業委員会委員の任命について
- 日程第34 議案第124号 農業委員会委員の任命について
- 日程第35 議案第125号 農業委員会委員の任命について
- 日程第36 議案第126号 農業委員会委員の任命について
- 日程第37 議案第127号 農業委員会委員の任命について
- 日程第38 議案第128号 農業委員会委員の任命について

日程第39 議案第129号 農業委員会委員の任命について
日程第40 議案第130号 農業委員会委員の任命について
日程第41 議案第131号 農業委員会委員の任命について
日程第42 議案第132号 農業委員会委員の任命について
日程第43 議案第133号 農業委員会委員の任命について
日程第44 議案第134号 農業委員会委員の任命について
日程第45 議案第135号 農業委員会委員の任命について
日程第46 議案第136号 農業委員会委員の任命について
日程第47 議案第137号 農業委員会委員の任命について
日程第48 委員会の閉会中の継続調査申出について

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、16番 熊田芳子議員、17番 佐藤アヤ議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、町長提出議案についてであります。町長から追加議案15件が提出されております。

第2、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 追加議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第2、追加議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 齋藤 貞君 登壇〕

町長（齋藤 貞君） 追加議案の説明を申し上げます。

本日、追加議案としてご提案申し上げ、ご審議賜りますのは、人事案件15件でございます。よろしくご審議方お願い申し上げます。

それでは、その概要についてご説明申し上げます。

議案第123号から議案第137号までの農業委員会委員の任命についてありますが、本件は、農業委員会等に関する法律の改正により、平成30年1月28日をもって任期満了となる農業委員の選出方法について、公選制から議会の同意を得て町長が任命する方法へと変更になったため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、追加提出議案についてご説明申し上げましたが、何とぞ、慎重ご審議賜りまして、原案どおりご同意くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 追加議案の説明が終わりました。

日程第3 議案第94号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第3、議案第94号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、議案第94号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

亶理町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

初めに、改正となる別表第1、第3条関係となりますが、今回の改正につきましては、現在の本町のラスパイレス指数は、公開となっている平成28年度の指数で89.7%となっており、宮城県内で最下位となっております。そのような中で、給与水準を改善し、職員の職務に対する使命感等の向上を図り、将来の人材確保につなげていくに当たり、行政職給料表7級制を導入するため、関係条例の一部を改正するものであります。

行政職給料表については、人事院勧告により示されているもので、現在、6級までの給料月額表を載せておりますが、新たに7級分を人事院からの勧告どおり追加するもので、1ページから7ページ上段までとなりますので、確認をお願いいたします。

次に、7ページの中段の別表第2ですが、説明については新旧対照表を使用しますので、対照表の1ページをごらんください。

別表第2（第3条関係）級別職務分類表となりますが、1級においては、総務省及び人事院からの通達により職務としての表現で、具体的に主事、技師等の職制上の段階を示しておりましたが、通達においては、それが除かれ、定型的な業務を行う職務と改正するものでございます。

2級職においても、同様の表現となっております。

3級及び4級においては、変更がありませんが、具体的な職制上の段階を載せる形となっております。

5級においては、収入役制度廃止となった時点で、職員に会計管理者を置くとした関係で、会計管理者と具体的な職名を記載しておりましたが、この関係についても総務省及び人事院からの通達において改正するものでございます。

続いて2ページをごらんいただきたいと思います。

6級においても同様に具体的な職務の会計管理者、総務課長などを除くものでございます。

新設となる7級は、5級職及び6級職の課長と区別をつけるもので、相当高度の知識、もしくは経験を必要とする業務を処理する課長の職務または職務の複雑、困難及び責任の度合いがこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務として追加するものでございます。

議案書 8 ページに戻りまして、附則、この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4 番佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） それでは、何点か質問をさせていただきます。

まず、現行の 6 級に総務課長などの職名が今までは明記されておりましたが、改正後の 7 級には相当高度の知識もしくは経験を必要とする業務を処理する課長云々と記載があります。職務の内容、難易度が新たに示されているような今回の内容となっております。現在、亘理町は部制を敷いておりません。12課が設置されております。それぞれ重要な職務であろうと私は考えますが、まず、1 点ですが、7 級として、職員が配置される場合、課はどの課になるのか。

また、2 点目です。5 級及び 6 級まででしたが、その課長が配置される課との区別というものは、明確に今回は運用としてできるのか。そのあたりのことについての説明をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） どの課に配置されるのかというご質問ですね、その区別という話になりますけれども、まず、今回の 7 級制導入に当たりまして、その位置づけ的には、5 級職以上が管理職として位置づけを確実にするもので、児童福祉施設、それから出先の長も 5 級となりますけれども、人事評価の達成度に基づく評価基準によってその級の在職年数等を考慮しまして、任命権者が決定するという形になります。そういった中で、7 級職については、課長としての経験、ただいま申しました在職年数等に当たるとは思いますけれども、それから政策的な関係に係る職務、または関係各課との調整等を行う職務としての位置づけとなります。具体的にどの課の課長ということではなく、その状況において 7 級に位置づけされるというふうな認識でございます。

議長（佐藤 實君） 4 番佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 人事管理の要点につきましては、職員の士気を高め、組織を維持したりするというふうなことは、職員の能力、実績を適切に把握し、人事配置や、昇進、給与に適切にこういうふうに関連するということは大変重要なことである

と思います。来年の4月からその人事評価制度を反映していくというふうなことになるわけですが、先ほどの説明がありましたとおり、ラスパイレス指数が県内最下位というふうなことが今回明らかになりました。最下位からの解消、脱出というふうなことになるのかと思いますが、近隣市町村の指数を見てみますと、3位が岩沼市97.8、あと7位角田市、9位大河原と、そして10位、11位と柴田町、名取市と続きます。そして30位が山元町の92.5と続くわけです。現在ながら35市町村の最下位というふうなことで、後がもう既にないわけなんですけれども、これを改善するに当たり、やっぱり町の規模、体力、財政力に見合う給与水準というのが当然私は必要であると思うんですけれども、今後、来年4月以降、最下位から本当に脱出できるんですかというふうなことでございます。

そして、脱出する今後の大きな方向性、どれくらいの水準をどれくらいの年次計画をもって今後考えているのか。そのところについての今後の計画についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 最下位からの脱出できるのかということですが、やはり出先とか、児童福祉施設での長が、各自に5級となりますので、その分としては必ず上がりますし、昇格基準も短縮を図って、それぞれ各級においても職員の給与を上げていくというふうな努力は来年度から行っていくわけでございます。そういった中で、議員のご質問で言いました近隣市町の状況とかを見ますと、やはり同人口規模とか、財政力とか、そういったものを考えた場合に、やはり仙南の市町の平均的な指数を見ますと94から95%ぐらいになっているようでございます。やはりその辺、町長に各人に私が確認しているわけではないんですが、人事担当課長といたしましては、やはり同人口、同財政力規模の大河原とか、柴田ぐらいには目指していきたいと現在考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 最後ですけれども、再任用職員についてお伺いいたしますけれども、年金支給開始が60歳から段階的に65歳に引き上げられております。再任用職員の能力と経験というのは大変これから活用が大切なことであると思います。どうしてもやっぱり定年退職が一区切りとなりまして、一旦ちょっと職務意欲が低下するというようなこともあろうかと思いますが、今後、再任用職員の職務の使

命感、モチベーションの向上をやっぱり図っていかねばならないと私は思います。

そこで、再任用職員は、この改正の中のどの級に配置されるのか。

そして、今後管理職としての配置もあるのか。処遇や人事管理について伺いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） どの級に配置されるかということは、やはり現職中のその人事評価上のことも出てくると思いますし、必ず例えば課長だった人が班長級になるとか、そういう確約は何もございません。やはりその職員が今後60歳を過ぎてもどの職で活躍できるかということを基準としまして、配置されると認識しております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今の質問と多少被るかもしれないんですけども、ここの今回の7級制の問題ですけれども、7級制にすることについては、これはこれで私は必要かなというふうに思うんですけども、ただ、これを見ますと、現行の4級だと出先の長、これは管理職だったけれども4級というふうになっていますよね。これが今度、5級にこれが移るという形になると思うんですね。新しい改正案では。それとあと7級制が、7級目ができるわけで、困難課長というような格好で、ここが入ってくるということですから、そうすると、これは管理職については上がるという感じに見えるわけですよ。そうすると、いわゆる一般の職員、ここについては何ら手当がされないということになると、果たしてこれで本当にラスパイレスが上がるのかどうかということをちょっと思うんですね。

今の質問について、あわせて言いますと、ここに中核都市の全国のやつがちょっとあるんですけども、これで見ると、全国で亶理町はどのくらいの位置づけをされているかというのと、昨年段階で後ろから、全部で1,674の市町村があるんですが、その中で去年は50位なんですよ、下から。ことしはどうなのかというのと、39位と、下がっているんですね。だから、そのことを考えると、先ほどの質問につながるわけですけれども、下のほうも上げていかないとだめではないかと思うんですが、どうでしょうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 先ほどちょっと説明の中で、昇格基準ということを申し上げましたが、これについては、人事情報なので、公表できる問題ではないんですが、ある程度やはり人事評価をもとにはなりますけれども、今まで、例えば2級に何年いて3級に上がる。それが人事評価上、全うできたということなので、その例えば上がる年数を短縮して、上がりやすくといいますか、そういった考えで運用基準を改めていきたいと思っております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 具体的にちょっとお聞きしたいんですが、七ヶ宿が1番ですよ。それと亘理町との差というのが額にしたらどうなんでしょう。わかれば。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） もう一度、最後のところを済みません。

12番（大槻和弘君） 亘理町が一番下ですよ。そして七ヶ宿が一番上ですよ。県内では。そうすると、平均的な額としてラスパイレスの指数が大分違うんですけれども、どのくらいの差になっているのか、平均的に。それがわかれば、わかりませんか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 額的にはちょっと手元がないので、申しわけないんですけれども、金額的にはちょっとわかりません。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） そうすると、上げていくということになると、人事評価制度を活用するんだというようなことを言っていますけれども、人事評価制度は枠があって、そこの中でいわゆるやろうとすると、格差がついてしまうような形にもなり得るわけですね。その辺をちょっと十分注意していただきたいというのと、人事院勧告で月額俸給は上がると思うんですけれども、これが反映をされていないということはどういうことなのかなというのをお聞きしたい。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 人事院勧告ももちろん反映はされていると思っておりますけれども、あと、人事評価はもちろん、その級によって評価の対象となるその職階級

に合わせたという形になりますので、もちろん下の級であれば、その難易度といのは低いと思いますけれども、やはり先ほど言った運用基準に基づいて、その辺を短縮していったって、職員のモチベーションを上げていきたいというのは今の考えでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 総務常任委員会でも総務課の課長のほうから説明受けたんですけども、私が思うのには、やっぱり職員の士気を高めるという意味で、ここに並んでいる課長の皆さんは、それ相当の実力を持って課長になられたと思います。それで職員の代表として、こういうところに来て、日々努力をして働いていると思います。そうした場合、先ほど7級になる課長は誰だ、4月からと、こういうふうな話も、質問あったようですけども、やっぱり職員の士気を高める。課長になったらどこにつけるというような観点からすれば、ちょうど町長、副町長がここにいますので、総務課長からの答弁は求めませんけれども、町長か副町長からの答弁として、課長職になれば指定級として7級になると。そのようなきちんと整理した昇格制度を確立すれば、課長になる。俺は課長になった7級に昇格できるんだというふうになれば、それに近い人、それを目標にする人の働き方もうんと上がるのではないかということを考えるわけです。総務委員会でも言ったんですけども、そのときにはお二人はいないからね、即答を総務課長はなかなかできなかつたようなので、苦しい答弁になってですね。だからここは町長からの答弁として、4月からそういう職階制に持っていくとか、何とかというような答弁をいただきたいなと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） まずもって今までいろいろ明らかになったことだと思うんですけども、亘理町のいわゆる給与水準は大変残念な状態でございます。ただ、震災以来、職員の働きぶりというのは皆さんがご承知のとおりだと思います。今、議員から指摘の課長になったら全て7級というのではなくて、まず7級を目指してというか、一つの当面はやっぱり目標値として一つの職務に頑張っていただける。そんな意味合いも込めているわけでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） この条例が通れば来年の4月からということになるんですけども

も、来年の4月からのラスパイレス指数というのはどれくらいになるのか、まだはっきりはわからないと思うんですけども、いつごろになると、そのパーセンテージというのが出てくるのか。それがわかった段階で先ほど課長は94から95を目指したいというようなお話があったので、その指数が出た時点で次年度、来年度、再来年度、そこにもまた持っていかれるようなお考えなのかどうか、その辺のところをお伺いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） いつごろまず出るのかということでございますが、来年の4月になりまして、各課に配属になって評価基準に基づいて上がる職員もいらっしゃいますので、大体公表できるのが1年前の分なんですよ、毎回、今回も。だから実際は平成29年度のラスパイレス指数も現段階では出ているんですが、それは公表はまだされていないんです。本町のことだけ申しますと、平成29年度のラスパイレスは、若干上がりまして90.1%でございます。順位的にはちょっとほかの市町村との兼ね合いもあって出ていないんですが、ただ、やはりこの調査自体が4月以降で調査があつて、夏場過ぎくらいに指數的には出てくると思うんですよ。その中で、94から95を目指したいということでは今おりますが、一気にはいかないとは思いますが、徐々に二、三年後にはそれくらいにはできるのではないかと試算まではまだしていませんけれども、そう思っております。

議長（佐藤 實君） 安藤美恵子議員。

7 番（安藤美重子君） 来年の8月ないし9月ごろには公表できるということなんですけれども、平成30年度の4月からはほかの市町村も当然昇給とかという形で上がってくるんだと思います。ですから、ここで上げたとしても、そんなに成果は上がらないのではないかと、私は思うんですね。ですから、徐々に上げるよりも、今回はこれ出てきましたけれども、新庁舎ができ上がるころには、ある程度のところのレベルまで行けるように、一気に上げるというようなお覚悟も必要ではないかと思われましてけれども、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 一気に上げられれば大変喜ばしいことだとは思いますが、やはり評価基準というのを積み上げていくわけなので、一気にというのはなかなか難しいのかなと、今感じております。ただ、やはり先ほどから申しましたとお

り、その昇格の基準をやはり人事評価に基づくわけなんですけど、短縮していつて、将来的には例えば55歳ぐらいになったら7級の課長にはなれるくらいに、なればいいなという考えは持っています。現在、私は58歳ですけども、そういうような状況でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第94号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第95号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第4、議案第95号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、続きまして議案第95号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

議案書は9ページ、新旧対照表は3ページを準備願います。

亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、本年6月議会で提案し、可決いただきました一般職の職員と同様に、人事院規則の改正に伴い、非常勤職員に関する育児休業期間の

拡大を行うものでございます。

新旧対照表3ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第2条育児休業をすることができない職員の第4号ア（イ）の改正につきましては、第2条の4の規定が追加になったことによる文言の追加でございます。

次に4ページから5ページとなりますが、第2条の4を第2条の5とし、第2条の4、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合を追加することについては、非常勤職員が1歳6カ月から2歳に達する子を養育するため、育児休業を取得する場合についての規定の追加となります。

具体的には、保育所等に申し込みを行っているが入所ができない等の特別な事由がある場合には、育児休業を2歳まで再取得できるようにするための規定の追加となります。

また、第2条の3第1項第2号の4行目、「及び次条」のアンダーラインの部分については、ただいま説明した第2条の4の追加にある文言の追加となります。

次の5ページ、下段から6ページにかけての第3条についても第2条の4の規定の追加による文言の追加となります。

議案書10ページに戻りまして、附則、この条例は公布の日から施行し、平成29年10月1日から適用となり、遡及するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第95号 亘理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号 亘理町職員の育児休業

等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第96号 亙理町子ども医療費の助成に関する条例の一部
を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第96号 亙理町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） それでは、議案第96号 亙理町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書は11ページ、新旧対照表については7ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、少子高齢化が進展する中で、本町としましては、亙理町まち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの目標を掲げ、その目標の一つとして、若い世代が定住し、結婚、出産、子育てを安心してできるまちづくりを推進しているところでございます。若い世代の定住促進に向け、ライフステージごとの子育てに関する不安を解消する取り組みを通しまして、子育て世代の経済的負担のさらなる軽減と適正な医療機会の確保を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容についてでございますが、子ども・子育て支援法上の子どもの定義が18歳に達した日以後の最初の3月31日までとなっていることから、これを踏まえまして、第2条第1項中の「15歳」を「18歳」ということで改めるものでございます。

附則としまして、第1項の施行期日でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するというものでございます。

第2項の経過措置でございますが、改正後の亙理町子ども医療費の助成に関する条例の規定はこの条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものというものでございます。

第3項の受給資格の登録等の特例でございますが、条例の規定により、助成対象

となる者に係る第5条及び第6条の規定に関する事務、これが受給資格の登録であるとか、受給者証の交付となりますけれども、これについては、条例の施行の日前においても行うことができるというものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） この周知方法等はどのようにするのかお聞きしたいですが。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 周知方法でございますけれども、町広報誌やホームページ等で広くご案内したいというふうに考えております。あわせて、来年4月以降新たに対象となる方、今の中学校3年生と高校1年生、2年生に当たる15歳年度、16歳年度、17歳年度の方が対象というふうになりますけれども、まず、現在の15歳年度の方につきましては、所得状況は既に確認しておりますので、4月1日以降の半年分の受給者証の発行は申請なしでも可能となりますので、4月に間に合うように案内と一緒に受給者証を送付したいなというふうに考えてございます。

また、現在の16歳年度と、17歳年度の方については、所得状況を確認する必要がありますので、住民基本台帳をもとに抽出を行いまして、漏れがないよう登録のご案内を送付したいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） まず初めに、2点ご質問させていただきます。

まず、1点目、本条例改正の趣旨はお話いただいたわけでありまして、その必要性またはその必要性に対する有効性、こちらが1点目。

2点目としましては、所得制限をかけられているわけでありまして、この所得制限をかけた理由が以前からかけられているという理由以外に何か特筆的な理由があればお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 必要性和有効性でございますけれども、まず、若い世代が定住することの検討材料の一つとしまして、子育てに関してこの町はどうなっているのかということが気になっていると思います。子供を安心して育てられる環

境がどの程度整備されているか、そういった点からも子ども医療費の助成は子を持つ親としてみれば、有益な仕組みとして必要ではないかというふうに考えてございます。

また、有効性についてですが、やはり無償化によって躊躇なく医療機関にかかれるということで初期治療が施されることで重症化を防げるということが一番大きいのではないかなというふうに考えてございます。

あともう1点、所得制限をかけている理由についてでございますけれども、本町においては、平成27年4月1日に通院の医療費助成を15歳年度まで引き上げたことに際しまして、それまで宮城県に合わせた所得制限を緩和する形で児童手当と同様の所得制限としているものでございます。今回、宮城県におきましては、制度拡充を図ったわけでございますけれども、制度拡充となった際にも所得制限というのは撤廃しておりませんので、本町としましては、現行の水準でというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに。木村 満議員。

15番（木村 満君） そうしますと、これは試算していればで結構なんですけど、制限をかけている場合と、この制限がない場合、こちら予算のほうでどのくらいの差異が出てくるものなのか。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 所得制限によりまして、助成の対象から外れる方、非該当の方ですね。大体100名から150名程度ではないかなというふうに見込んでございます。これによりまして、予算の差異ということですが、おおむね300万円から450万円程度になるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに。木村 満議員。

15番（木村 満君） 済みません。最後に2つ質問をさせていただきます。

1つは制度に関するちょっと確認みたいなんですが、今回、18歳までということですが、16歳以上の女性が結婚された場合、こちらは民法の規定にのっとり成年擬制という形をとられるんだと思われましてけれども、16歳以上の男性が就職した場合、この場合どのような取り扱いをなされるのかというのが1

点。

そしてまた、これは一番最初の質問にちょっと関連してしまうんですけども、今回のこの条例改正の目的の中の子育てを安心してできるまちづくりのためということであったんですけども、これを実現するための施策としての本条例改正の優先順位としてどのように捉えられているのか。この2点をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 16歳といいますと、中学校を卒業すると就職する方というのも確かにいらっしゃると思います。その方につきましては、親の健康保険から外れて資格取得すると。単独で社会保険等に参加するとか、国保に参加するとかという場合がございますけれども、親が子を扶養しているとは認められませんので、その場合は対象外というふうに考えてございます。

あと優先順位でございまして、子ども未来課としましては、待機児童の解消も喫緊の課題となっておりますけれども、子供が安心してできるまちづくりという政策につきましては、政策は多岐にわたりますので、相互に並行して進むべきものだというふうに感じております。

以上でございまして。（「了解です」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第96号 亘理町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号 亘理町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第97号 亶理町農村地域工業導入促進審議会条例の一部
を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第6、議案第97号 亶理町農村地域工業導入促進審議会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、議案第97号 亶理町農村地域工業導入促進審議会条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書につきましては12ページ、新旧対照表は8ページをお開きください。

亶理町農村地域工業導入促進審議会条例の一部を次のように改正する。

説明につきましては、新旧対照表をごらんください。8ページでございます。

この条例につきましては、農村地域における工業の立地を促進し、新たな雇用を創出することを目的として制定された農村地域工業導入促進法に基づくものでございますが、今般、産業構造が変化する中で、引き続き農村地域において就業の場を確保するため、同法の支援対象業種を工業等に限定せず、農村地域での立地ニーズが高いと見込まれます産業にも拡大する等の見直しを行うこととなりまして、それに伴う条例の一部改正を行うものでございます。

まず、条例名を改正いたしまして、亶理町農村地域産業導入促進審議会条例となります。

次に、第1条でございますが、上位法の題名が、農村地域への産業導入の促進等に関する法律に改められましたことと、法の改正による条文の整理でございます。

次に、第2条につきましては、農村地域の次に、農村地域内の町長が定める一定の地域を加え、「工業」を「産業」に改めます。

また、第1条で審議会の名称を、「以下、審議会とする」としておりますので、「審議会」と省略し、「置く」を「設置する」に改めました。

次に、第3条につきましては、審議会の所掌事務として、新たに「審議会は、町長の諮問に応じ、前条の係る調査審議の結果を答申する。」を加えます。

最後に、第6条中、「会議は、」の次に、「町長の要請により」を加え、第7条

といたします。

それに伴いまして、第3条から第5条まで1条ずつ繰り下げます。

最後に、議案書13ページに戻っていただきまして、附則として、この条例の施行日は公布の日からとしております。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 何点かご質問いたします。

今のご説明では産業構造が変化したというふうなご説明がございました。この農村地域工業導入促進法、これは昭和46年に制定されております。それでは、今般、農業地域への産業の導入の促進等に関する法律と、全く法律名が変わったわけがございまして。こういうふうなことは大きな理由、背景があろうかと思いますが、その産業構造というふうな変化というのは具体的にどういったことなのか、これが1点ですね。

あと、そして農村地域の次に、町長が定める一定の地区、この地区というのはどういった地区なのか、これをご説明願います。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 確かに法律につきましては、昭和46年という古い法律でございましてけれども、高度成長期におきまして農業と工業の均衡ある発展というのを図るということの要請から、農村地域内に工業というふうに今まで限定しておりましたが、それを先ほどの説明で申し上げましたとおり、産業構造の変化、社会的にいろいろな産業が出てきておりますので、その変化の中で、引き続き農村地域において就業の場を確保するための支援対策業種を工業だけではなく例えばさまざまな産業にも拡大できるというふうになってございます。

あともう一つは何でしたでしょうか。地区につきましては、これは中央工業団地を今のところ限定しております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） そういたしますと、今のご説明ですと、農村地域への産業が立地するというふうな大きな前提がつくわけがございまして、サービス業、具体的に農村

地域へ進出する業態、業種というのは具体的にどういったものなのかと。

また、この支援措置というものがあるのかどうか。この2つについてお伺いします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 産業の種類でございますけれども、サービス業等も含むというふうに考えてございます。

あと、措置につきましては、特に支援措置というのは今のところはございません。中央工業団地等における町独自の措置というのはございますけれども、それをそのまま継続させていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 今、中央工業団地を想定しているというふうなことでございますが、これは町長がその辺一定の区域というふうなことで今説明がございましたが、私は亘理町全域で今回吉田等に参入する畜産業、吉田ファームはこの法律の対象になるのかというふうなことを考えましたんですが、その場合は対象になるんですか、この法律は。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 今回のうしちゃんファームの参入につきましては、この条例上は入っておりません。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありますか。1 番鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） この名前の変更は産業になったというのは、くくりが随分大きくなったんだなというような気もしますけれども、いろいろなものが進出してくる可能性があるということから、こういうふうになったんだと。ただ、この名前に、農村地域産業というと、農村地域というのは、一般的に考えた場合に、どこなのかなと思うんですね。中央工業団地は、農村地域と思えるかということ、まだ用途指定していないというきのうも話があったんで、農村地域と私は考えないのでね。町長の指定する地域、農村地域、ちょっとずれがあるのではないかなと思う。我々一般的に考えれば、農村地域といったらば、農村白地、農地の白地がまとまってあって、そこに容易に工業とか産業が進出されるようなところを農村地域の産業振興に当てはまるのではないかなと思うんだけど、その辺のずれというのは、ここの場合は中央工業団地ばかり言ったら、ほかの土地は、農村白地は

該当しないのかというような気もするし、大いに該当させていいところなんだね、農振の白地はね。そういうところも含めたこういう地域を指すのであれば、それはいいんだけど、一定の土地だけ指定してしまったら、この条例の意味が余りにも狭いものになってしまうというような気もするし、あとはこの以前の工業審議会がどのようなときにこれを開催されていたのか。開催された事例、何のときに開催したか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 先ほどは私、該当する場所が中央工業団地と申しましたけれども、この条例はあくまでもその地域を町長が指定する場合、町内のこの地域、ここをこの条例の農村地域というふうに、農村地域内の一定の地域というふうに定めますので、最終的に中央工業団地だけではないと考えております。今現在、どこが今該当するのかというご質問でしたので、中央工業団地と私、申し上げたまででございます。

それから、審議会のこれまでのやつですね。その審議会につきましては、大変申しわけありません。今まで開催したという事例を私はちょっと確認してございません。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 今まで審議会を開催した事例がなかったと。そういう企業も亙理町には来なかったということで関係なかったんだと思いますけれども、そうした場合、この条例というのは何なのかなと思うんですけれども、受け皿としてつくっているんだと思うけれどもね、今の工業団地の話、今度工業団地だけではないよと、変わったんですけれども。そうした場合そういうふうな間口を広げておいて、ある程度の用途地域とも絡むんだけれども、準工でもいいし、工業用地とも絡む。その用途地域の指定をもうちょっと幅広くして、これらと、この条例とうまく整合性のとれるような形にしておけば、将来の土地利用について、ドッキングするような形になるのでね。やっぱり狭い考えではなくて、用途地域は今から考えておいて、準工にすれば、いっぱいいろいろなものに使えるんだから、そういうものを広げていくような考えで、これとあわせたような条例の考え方を持ったらいかがですかね。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） そのように検討させていただきたいと思います。今後進めさせていただきます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第97号 亶理町農村地域工業導入促進審議会条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号 亶理町農村地域工業導入促進審議会条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第98号 亶理町荒浜漁港フィッシャリーナ条例の一部を
改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第7、議案第98号 亶理町荒浜漁港フィッシャリーナ条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、議案第98号でございます。

亶理町荒浜漁港フィッシャリーナ条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は14ページ、新旧対照表は10ページでございます。

亶理町荒浜漁港フィッシャリーナ条例の一部を次のように改正する。

説明につきましては、新旧対照表をごらんください。

この荒浜漁港フィッシャリーナにつきましては、東日本大震災により被災を受けましたが、復旧事業によりまして、現在新たな施設が建設中であり、平成29年度

中には完成することから、今回条例の一部を改正し、新たな施設に対応するため、条例の一部を改正するものであります。

まず、第3条、使用区分につきましては、第1号の水域施設に、ア長期係留、そしてイ一時係留を加え、使用内容を明記いたしました。

そして、第2号の上下架施設を削除いたしましたが、これにつきましては、この施設が以前の施設では使用されることがなかったため、今回の復旧工事からは除外したものでございます。

次に、別表につきまして、係留施設の長さに変更がございましたので、現行では6メートル級から13メートル級以上としておりましたが、改正後は、8メートル級から18メートル級とし、それに伴う使用料も改正しております。

なお、利用料金につきましては、他の地域の同様施設等を参考にさせていただきました。

長期係留につきましては、係留施設の長さ8メートル級年額13万8,000円、10メートル級22万8,000円、12メートル級31万2,000円、14メートル級38万4,000円、16メートル級48万円、18メートル級57万6,000円。

一時係留につきましては、係留施設の長さ8メートル級、1日につき1,320円、10メートル級1,860円、12メートル級2,400円、14メートル級2,940円、16メートル級3,480円、18メートル級4,020円。

その他の施設は無料といたします。

最後に、議案書15ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 長期係留、一時係留でございます。この長期係留というのはどのくらいで、一時係留はどのくらいなのか、期間ですね、こちらを教えてくださいませんか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 長期係留につきましては、年間で契約するものでございます。一時係留につきましては、1日だけというふうにとめるものでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） そういたしますと、1週間でも、1カ月でも、これは一時係留という形で、1日の係留という形ということによろしいわけですね。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） そういうふうになります。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） それから、上下架施設が前回は1回もなかったと、こういうことでございますけれども、これはよそのほうに行っているということによろしいんですか。というのは、やはりこの上下架施設をつくっておくことによって、これでもやはりお金が入ってくるんですよ、町のほうに。そういった形でいけばどのように、やはりそのままなくすということを考えていくということによろしいんですか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 上下架施設については、以前の施設には確かにあったんですけども、その設備が余りにも小さい施設なものでしたので、なかなか船を揚げるのに不便だったということで、実際に使われている、係留されている方はそれを使わず、漁協のほうで船揚げをしているものがすぐそばにあるんですけども、そちらを借りていたという状況でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 震災前は100隻の船を対象に、フィッシャリーナを運営していたと思うんですけども、今回の改正で50隻になりますけれども、使用料については、どのような少なくなるのか、それともちょっと金額的に、船の流さのその感じがちょっと若干多くなっているような気がしますので、どのように考えていますでしょうか。まず、使用料の計算、大体概算で構いませんのでお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 使用料につきましては、確かに前の係留数から比べますと、半分の50そうでございますので、激減するのではないかというふうに思われるようでございますが、料金が上がっていますので、それから、とめる船のほうですけども、こちらに50そう決めた要因につきましては、以前も説明させていただ

きましたが、アンケートをとらせていただきまして、実際にとめたくて待っている方もいらっしゃると思いますので、ここはある程度埋まる計算でございます。50そう整備している中で、すぐにでもとめたい。あとは二、三年後にとめたいという方も含めると、大体39そうから40そうぐらいの数が今計算できます。それで、計算をいたしますと、大体800万円を超えるぐらいの年間の、全部が年間契約した場合の計算でございますけれども、そのぐらいの計算になります。

以前の震災前のフィッシャリーナですと、大体70そうぐらいがとめていた実情でございます。それでいきますと、大体900万円をちょっと超えるぐらいの数字でございましたので、以前と比較しましても、半分になったとはいえ、ある程度の数字が見込まれると考えてございます。

議長（佐藤 實君） ほかに。佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今回も指定管理ということで、荒浜漁協のほうにお願いするんだと思うんですけども、維持管理をしていく上で、町からの手出しということは考えなくて構わないのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） この指定管理につきましては、管理運営費というのを払うような形になります。以前ですと530万円からそのくらいですね。実績に合わせてなんですけれども、そちらの数字を払っていた現状でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第98号 亘理町荒浜漁港フィッシャリーナ条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号 亘理町荒浜漁港フィッシャリーナ条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第99号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第8、議案第99号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） それでは、議案第99号についてご説明を申し上げます。

議案書につきましては、16ページ、新旧対照表につきましては12ページをお開き願います。

議案第99号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例。

亶理町町営住宅条例の一部を次のように改正する。

今回の改正でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第7次一括法の第9条の規定により、公営住宅法などが改正されたことに伴いまして、認知症患者などの収入申告義務の緩和の規定が設けられましたため、亶理町町営住宅条例を改正するものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第11条及び第12条につきましては、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則に条ずれが発生したために、該当条を引用しておりましたための改正となっております。

第14条につきましては、認知症患者などの収入状況を把握するため、町で官公省にある情報を取得し、収入の額を認定することができるという規定を設けるものでございます。

第2項も該当条引用による改正でございます。

第3項につきましては、入居者が認知症患者などで収入の申告をすることや、収入状況の報告の請求に応じることが困難であると認められる場合には、当該入居者からの申告または報告によらず、町で収入の額を認定することができるという規定を設けるものでございます。

第36条及び第37条につきましても、該当条引用による改正でございます。

それでは、議案書の16ページにお戻りいただきまして、施行日でございますが、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 教えてほしいんですけども、認知症の患者ですけども、これはどのくらいいるということになりますか。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 現在、亶理町の住宅に入居されている方では、該当者はございません。

以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） もう1点だけ教えてほしいんですけども、認知症患者などというふうな表現をしているんですけども、そのなどというのは、また別な方がいらっしゃるということですか。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 公営住宅法施行規則の第8条におきまして、介護保険法による認知症である方、また知的障害者福祉法による知的障害者、それと精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定されております精神障害者、そのほか第3号に掲げる者に準ずる者と、4項目規定をされております。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第99号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時15分とします。休憩。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第100号 工事請負契約の締結について（平成29年度
（復交）町道荒浜大通線道路改良（その5）
工事）

議長（佐藤 實君） 日程第9、議案第100号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） それでは、議案第100号を説明させていただきます。

17ページ目をお開き願います。

本議案は、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成29年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その5）工事。

請負金額、1億4,180万4,000円。

契約の相手方、株式会社芦名組でございます。

なお、落札率は75.5%でございました。

工事の概要につきましては、18ページの資料をごらんください。

入札年月日は、平成29年11月10日。

入札の方法は、条件付一般競争入札。

条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亶理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について、総合評点値が700点以上の評価

を受けている者でございます。

入札参加業者は、芦名組、宮城林産、阿部工務店、田中建材輸送、千石建設、S S スチール開発の6社でございました。

入札回数は1回。

工事場所は、亘理町荒浜字隈崎地内外で、19ページの位置図を参照願います。

工事内容は、道路改良工事として、幅員15メートル、延長916メートルの区画において、排水工、舗装工、道路付属施設工、それぞれに関し、記載の仕様により施工するものでございます。

参考として、20ページ以降に平面図等を添付しておりますので、参照願います。

工期につきましては、平成30年9月28日までと設定しております。

以上で議案第100号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 議案書の21ページの横断図ですけれども、歩道の幅が3.5メートル、車道の路肩が1メートル25センチメートルの計画のようですけれども、次の議案に出てくる町道亘理浜吉田線の標準断面図では、歩道が2.5メートル、車道の路肩が75センチメートルとなっており、荒浜大通線、それから避難道路については幅が大きいサイズになっておりますが、その理由をお聞かせ願います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 荒浜大通線のこの道路幅員の構成なんですけど、通常と違いがありまして、町の技術的な条例にも定めているんですけど、避難道路ということで基準が特別違いまして、県のほうで、独自基準で車道幅を8メートルとするというのがございまして、それに合わせて条例のほうもそれに倣っているんですけど、そちらに合わせて車道部分が2.75というのは、道路構造令から決まっていますので、その分8メートルから差し引きますと、路肩が1.25ずつつくということで、1.25としてございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第100号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第101号 工事請負契約の締結について（平成29年度（社総交）町道亘理浜吉田線道路改良工事）

議長（佐藤 實君） 日程第10、議案第101号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 頭一君） 続きまして、議案第101号をご説明させていただきます。

22ページをお開きください。

本議案は、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成29年度（社総交）町道亘理浜吉田線道路改良工事。

請負金額、7,084万8,000円。

契約の相手方、株式会社岩佐組。

なお、落札率は88.1%でございました。

工事の概要につきましては、23ページの資料をごらんください。

入札年月日は、平成29年11月10日。

なお、本案件でございますが、当初10月13日入札予定でございましたが、入札制度改革の一環として、ことし9月に策定いたしました条件付一般競争入札における1社入札の場合の取り扱いについてに基づきまして、予定価格が5,000万円以上

の工事案件でございましたが、入札参加者が10月13日の予定の入札では1社のみであったため、再入札を行い、11月10日となったものでございます。

入札の方法は条件付一般競争入札。

条件の主なもの、宮城県内に本店または支店を有する事業者で、建設業法による建築一式工事について、総合評点値が700点以上の評価を受けているものでございます。

入札参加業者は、田中建材輸送、岩佐組、SSスチール開発、中鉢建設東北支店、森商事の5社でございました。

入札回数は1回。

工事場所は、長瀬字北谷地内外で、24ページの位置図を参照願います。

工事内容は、道路改良工事として、幅員9.5メートル、延長420メートルの区画において、排水工、舗装工、道路附属施設工、それぞれに関し、記載の仕様により施工するものでございます。

工期につきましては、平成30年3月23日までと設定しております。

以上で議案第101号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今の説明のように再入札というふうになったというふうな形で、それで今回は入札参加者がこのくらいになったということなんですけれども、条件といたしますか、今回の入札ができたというその前と何か変えたところがあるわけですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） 今回は先ほどご説明させていただきました地域要件でございますが、第1回目は県内南、亘理町周辺地域に限定しておったのが、今回は宮城県内に本、支店を有するということで拡大したものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 1点ちょっとお聞きしたいんですけれども、この案件も、その前の案件も同じですが失格というのがありますよね。入札で失格が出ているわけなんですけれども、何か、最近ちょっと失格が多いように感じるんですけれども、その点

について何かあれば。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） こちらの認識で失格というのは、最低制限価格を下回った場合は、今現在当局で把握している失格という要件でございます。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第101号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第102号 工事請負契約の締結について（平成29年度互理第5-1号汚水枝線（その2）工事）

議 長（佐藤 實君） 日程第11、議案第102号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議 長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 続きまして、議案第102号をご説明させていただきます。

27ページをお開きください。

本議案は、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成29年度互理第5-1号汚水枝線（その2）工事。

請負金額、6,394万320円。

契約の相手方、株式会社斎藤工務店。

なお、落札率は100%でございました。

工事の概要につきましては、28ページの資料をごらんください。

入札年月日は、平成29年11月10日。

入札の方法は条件付一般競争入札。

条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について、総合評点値が700点以上の評価を受けているものでございます。

入札参加業者は、斎藤工務店の1社でございました。

入札回数は1回。

工事場所は、逢隈高屋字石堂下地内で、29ページの位置図を参照願います。

工事内容は、沈埋工法、推進工法、開削工法、マンホール工、公共ます設置工、附帯工、それぞれに関し、記載の仕様により、施工するものでございます。

工期につきましては、平成30年3月23日までと設定しております。

以上で議案第102号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） いつもいつもこのように落札率の高いのに対しては、質問をさせていただいております。今回は違反でも何でもないのでわかります。予定価格事前公表していますから。ただ、この中で、入札日が11月10日ということでございます。そして、また、我々に1社だけの入札の場合のこの取り扱いについてということで、我々議会のほうで説明があったわけですがけれども、このときは9月22日から適用すると。こういうことだったので、11月10日が入札日と、このようになっておりますので、このときは1社だけだったと、こういう形で入札されています。1社しか応募がなかった場合、取りやめると、先ほども言いました。説明を受けましたけれども、このときは、やはり入札を取りやめることを公告するとともに、参加者に通知し、再公告したいと、このように載っております。今

回、それでもこの1社のみのその後、中止、停止をして、それからその後やはり1社だけだったのかどうか、それを伺います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） まず、直接のご回答になるかちょっとあれなんですけど、なぜ1社でも今回入札を執行したか、そこの経緯をご説明させていただきますと、ご指摘のとおり、本来であれば、先ほどの101号の案件と同様に、5,000万円以上の予定価格でございますので、1社の場合は入札を中止すべき案件とは思いますが、原則論からすれば。ただし、この10月24日に、亘理町契約業者指名委員会で審議したところでございますが、本来であれば5,000万円以上だと1社であれば失格。ただ、この事業でございますけれども、実は社会資本総合交付金事業、こちらを財源にしております、当初予算でも計上させていただいているところなんですけれども、実はこの県からの交付額の確定が10月16日と、まずずれ込んでしまっているというのが1つ。

その中で、その後の予定している工事の工期もありますので、この事業は繰り越さずに、何とか年度内中に終わらせる必要があるということで、原則は1社であれば原則中止であります。専門性がある場合であるとか、緊急性が高い案件である場合は、1社でもやむなしということで、取り扱いをさせていただいているところでございます。

なお、当初は2社からの参加申請があったんですが、入札前日に、そのうちの1社が辞退届けを出したために、やむなく当日は1社での入札を行ったというような状況でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今回8月から99%以上というのは、3回ございました。その中から3回といたしても、98.69%という、まあこれは四捨五入すればもう99%ですね。そういったのが3回。それから100%というのが今回入れて2回出ているわけでございます。これは予定価格の事前公表、要するに職員に対するいろいろございましたので、それで職員に対する不正行為の防止可能と、こういうことで取り入れているということ、これは私も理解しております。しかし、やはり99%、100%というこういうのが続く場合、やはり何かしらもう一度考えたほうがいいの

ではないかなと、こう思いますけれども、まだこのまま予定価格の事前公表を続けるのかどうか伺います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） まず、落札率が高い案件が散見されるということでございますけれども、確におっしゃるとおり、一応その歯どめとして、今回5,000万円という区切りの中で、5,000万円以上については原則1社であれば入札は停止ということでさせていただいて、一応その効果を申し上げますと、先ほども申し上げた101号のほかにも、もう1件ございまして、そちらも当初5,100万円の予定価格だったのが取りやめ、1回目中止になって、2回目が最終的には4,100万円ということで、落札率が89.3%になった事例があります。

ですから、まずは5,000万円という一定の線引きをしたということは、入札制度改革の効果は出ているというふうに思っているところでございます。

あと、ご指摘のように何件かあるというのは、その5,000万円以下の案件もやはりそれはどうしても今の制度上ですと、1社でもそれは100%で入札せざるを得ない状況ではありますが、そこについては、例えば5,000万円が、今後幾らがいいのかというのは、もう少し運用しながら、その金額は変えていきたいと思えます。

あと、予定価格の公表につきましては、これは入札制度改革の一環で、公表するということではしておりますので、今のところそれは変更する予定はございません。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 一応公共工事の入札及び契約の適正化の推進についてということで、総務大臣、それから国土交通大臣も連名で通知出されておりますけれども、事前公表の適否について、十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うことと、このように言っております。そしてまた、総務省のほうでも、落札額が適正な競争が行われにくくなることとか、それから談合が一層容易に行われる可能性があること等の弊害が生じ得るとされており、総務省では要するにこの予定価格の事前公表ですね。総務省では、予定価格の事前公表の適否について十分検討した上で弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとするよう地方公共団体に対

し要請を行っている。こういうのがございました。今回は、特に問題はないとは思いますが。これは要するに談合、要するに今度は官製談合じゃなくて、民間談合、民間の談合があった場合ということも考えられるのかなと思うんですよ。

例えば、民間のほうで談合があった。これが指摘された。工事中止となったら、また工事がどんどんおくれるわけですよ。そういったことがありますので、やはりこの件については、本当にまた考えなければいけないことではないかなと、私は思うわけがございます。やはりこれは、何ととっても、いつもこの99%、100%が出た場合に、私は、これは国民の税金であると。要するに血税ですよということで、話しておりました。やはりこの100%というのは、どうもしっくり私はいかないと、こう思うんですけれども、答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 確かに国の通知もありますので、明らかな弊害が起きた場合には、やはり見直す時期もあろうかと思えます。ただ、今回のこれまでの入札の状況をデータで確認しておりますと、昨年度は92.4%の落札率に對しまして、今現在85.76%、一般競争入札の工事に関しましては、昨年度は約97%だったのが85%台ということで、明らかな今のところはその効果が上がっているのではないかというふうに思われますので、一応今の当面は、続けますが、ただ、見直しの時期とかあれば、随時そこは検討していきたいと思えます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 副町長。

副町長（三戸部 貞雄君） 補足してご説明申し上げますけれども、今回の案件につきましては、いわゆるこの事業の性格上、社総交、いわゆる交付金を使うわけですが、これらについてはいわゆるその次年度に繰り越しはまかりならぬというようなことでもございましたので、本来は工期の問題もありまして、指名委員会ではいろいろと協議した結果、いわゆる5,000万円以上の原則的には、1社の場合は取りやめとするというようなことで申し合わせをしたんですけれども、この工期等を考えた場合、補助金をいただくという関係からいまして、これはどうしてもやむを得ないというような判断に至ったところでございます。

あともう一つは、先ほど企画財政課長も申しましたけれども、現実には、いわゆる公表したことによって先ほどの案件にありましたけれども、70%、75%、80%、そういうような案件もございまして、公表したことによって全体的な落

札率というのは下がっているのかなと思います。

ただもう一つは、従前の公表しない場合は、あくまでも予定価格を設定した中で、その予定価格に向かって入札1回目、2回目、3回目としていきますので、全体的には公表しないほうが高く落ち着くのかなと。いわゆる予定価格に向かって落としてくるわけですから、それが事前公表をしたことによって1落、いわゆる1回だけの応札で終わるといようなこととなりますから、逆に今までの入札方法でいきますと予定価格に向かって1回から3回までやっている場合のほうが逆に高どまりになっていくのかということでございますけれども、今回の案件を踏まえて、今後そういうものも含めたさらにいわゆる改正点があれば検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第102号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第103号 工事請負変更契約の締結について（平成29年度互理第5-2号汚水枝線工事）

議長（佐藤 實君） 日程第12、議案第103号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） それでは、続きまして、議案第103号を説明させていただきます。

ます。

30ページをお開きください。

本議案は、工事請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成29年度亘理第5－2号汚水枝線工事。

請負金額は、変更後金額が9,227万3,040円であり、3,781万9,440円の増額。

契約の相手方は、株式会社アートコーポレーション東北支店でございます。

変更の概要につきましては、31ページの資料をごらんください。

契約締結年月日は、平成29年9月8日。

請負金額の増額が必要になった主な変更点は、本工事において、防波突堤及び波除堤について、当初は汚水管布設工事を延長224メートルで計画しておりましたが、事業の早期完成が図られ、価格面でも有利であると判断されることから、当初の施工箇所と合わせて、上流部の延長113.9メートルを追加し、記載の工種を施工するものでございます。

工事施工箇所につきましては、32ページを参照願います。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

以上で議案第103号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 103号の関係で、今課長から説明あったように、工期、工事の完成が早期に見込まれるために追加したんだと、こういうお話がありました。それで、これを見た場合に、この追加した箇所はいずれ施工しなければならないなと、これは誰が見てもわかりますよね。それで、追加した場合と、別件で第1期工事が終わりましたと。終わったから今度再度契約する場合のいろいろな経費の関係、どういったメリットがあるのか、その辺ひとつお聞かせ願いたいなど。当初から私は、本来であれば一括この追加部分を含めた工事を発注するべきではないかなと思ったんですが、その辺を説明願います。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 私のほうからご説明させていただきます。

まず、追加というような話なんですけれども、平成29年度の当初の事業計画の中

で、事業計画書の中の位置図を参照してもらえればわかると思いますけれども、本追加箇所については、平成29年度の当初では予定をしておりませんでした。というのは、そのほか、浜吉田地区においては、この箇所、それからこの道路を挟んで南側の大道地区の道路の工事とか、下水道の工事とか、あるいはもうちょっと東側に行って駅前の方の工事とか、多々発注する予定にしておりました。先ほどの102号の方の説明にもあったんですけども、社会資本総合交付金の内示の関係、工事額の補正予算の中にも出てきますけれども額が減らされております。その額を減らされた上で、当初予定していた工事箇所、その再編を行っております。予定しておりましたけれども、今回やらないと。あるいは予定していなかったんですけども、今回の工事とあわせて工事を行ったほうが得策であるというような考えの中から、今回この工事の箇所ということで、追加変更させてもらったのがまず経緯でございます。

まず、県道の工事であるということで、1カ年で一気に工事を行ったほうがいろいろな面から先ほど申しましたとおり得策であるというように考えました。

もう一つ、経費の面の話なんですけれども、この工事を単体で設計いたしますと、5,440万円ほどの工事になります。これを工事発注ということで、本来であれば1本別工事ということで発注すべきところなんですけれども、今回のこの工事に当たりまして、当初の落札額を申しますと74.99%という落札率でございます。その中で、先ほど出た5,440万円、これをこの落札率を掛けますと今回の追加の変更額と、3,780万円という数字が出てきます。そういった面からもかなり経費の面からも得策であるということから、今回増額変更ということで対応させていただきたいということで案件にのせさせていただきます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 理由、説明は理解できますが、今後いろいろこれからまだまだこの関係が出てくるかと思えます。やはり追加事案が出てくれば、またこうやってみんなで、議会で審議しなければならないといういろいろな手間がかかります。そういったことで、あらかじめ見込まれる工事関係については、やっぱり事前から入念な調査をしながら、一括提案といいますかね、一括でできるような仕組みをやっぱり構築していただきたいものだなというふうにお願いしたいと思えます。答弁は要りません。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今契約率の話がされたと思うんですけども、74.99%、これが当初の契約率だと思うんですが、変更額がかなり大きいというようなことがありますけれども、先ほどの工事のように100%で逆に請け負った工事であれば、その分の差が請け差の分で高くなるという変更すればね。そういったことになりますよね。率によって違くと、契約率によって違うということになりますから、そうすると、基本的な話として、変更契約をする場合には、どういう条件ならば変更契約をするという、そういうふうな条件といたしますか、内規かどうかわかりませんが、そういったものがあるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） これは何の工事にも当てはまると思うんですけども、工事の性格といたしますか、現場の状況とか、どうしても変更、あるいは減額、増になると思いますけれども、それはならざる得ないものについては変更しないといけないということで、先ほど言った内規というか、いろいろな構造的な理由とか、そういったものは議員もご承知のとおりで変更しなければいけない。あるいはしなくてもいいといったような条件が出てくると思います。あとは変更の範囲なんですけれども、通常、起工に対して3割程度の増額変更、あるいは減額変更ということなんですけれども、今回の事例については、原則なんですけれども、それを特例としてここで採用させていただいたというような考え方でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 特例というようなこと、特例なるといろいろな問題が出てくると思うんですけども、いずれにしてもきちんとしたものをやはりつくるべきじゃないかなというふうに私自身は思いますし、ぜひともそういうふうな方向でやっていただきたいというふうに思います。答弁は要りません。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第103号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第104号 工事請負変更契約の締結について（平成29年度中央第3－1号雨水幹線工事）

議長（佐藤 實君） 日程第13、議案第104号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） それでは、議案第104号をご説明させていただきます。

33ページをお開きください。

本議案は、工事請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成29年度中央第3－1号雨水幹線工事。

請負金額、変更後金額が7,020万7,560円であり、454万3,560円の増額。

契約の相手方は、株式会社斎藤工務店でございます。

変更の概要につきましては、34ページの資料をごらんください。

契約締結年月日が、平成29年9月8日。

請負金額の増加が必要になった主な変更点でございますが、本工事において、油圧圧入工法による鋼矢板の打ち込み施工を当初予定しておりましたが、現地確認をしたところ、当該工法では施工が困難であることが判明したため、ウォータージェットを使用した工法に工事内容の一部を変更するものでございます。

工事箇所につきましては、35ページを参照願います。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

以上で議案第104号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第104号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第105号 和解について

議長（佐藤 實君） 日程第14、議案第105号 和解についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

町民生活課長（山田勝徳君） 議案第105号についてご説明申し上げます。

議案書36ページでございます。

議案第105号 和解について。

町は平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に係る対策に要した費用についての損害賠償の請求について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

和解の相手方は、東京都千代田区内幸町一丁目1番3号、東京電力ホールディングス株式会社でございます。

和解の内容については、5項目ございます。

まず1つ目として、町と相手方は、本件に関し、別表の損害項目について和解することとし、それ以外の点については本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。というものでございます。

2つ目として、相手方は町に対し、別表の損害項目についての和解金として、金

1, 667万円の支払い義務があることを認める。というものでございます。

3つ目といたしまして、相手方は町に対し、和解金1,667万円を町が記名押印した本和解契約書原本を相手方が受領した日の翌日から14日以内に、町が指定した口座に振り込む方法により支払う。なお、振り込み手数料は相手方の負担とする。というものでございます。

4つ目として、町と相手方は、別表記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

アとして、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、町が相手方に対して別途損賠賠償を請求することを妨げない。とするものです。

次に、イとして、本和解に定める金額に係る損害遅延金につき、町は相手方に対して別途請求しない。とするものでございます。

最後に、5つ目として、本和解に関する手続費用は、各自の負担とするというものでございます。

別表については、損害項目、期間、金額の順に読み上げてご説明いたします。

人件費、平成24年4月1日から平成26年3月31日まで、1,570万円。機器購入費、平成24年6月1日から平成24年7月31日まで、2万円。測定経費、平成24年4月1日から平成27年3月31日、95万円。合計1,667万円でございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第105号 和解についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号 和解についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第106号 町道の路線廃止について

日程第16 議案第107号 町道の路線認定について

(以上2件一括議題)

議長(佐藤 實君) 日程第15、議案第106号 町道の路線廃止について及び日程第16、議案第107号 町道の認定についての以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

[議題末尾掲載]

議長(佐藤 實君) 議案第106号及び議案第107号について、当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長(袴田英美君) 議案第106号について説明申し上げます

議案書の38ページをお開き願います。

議案第106号 町道の路線廃止について。

道路法第10条第1項の規定により、町道の路線を次のとおり廃止するものとする。

今回の町道の路線廃止につきましては、県道荒浜港今泉線のルート変更に伴いまして、町道牛袋高須賀線の終点部分の位置が変更となるため、全線を廃止し、新たに路線を認定するものでございます。

また、互理町水産業共同利用施設復興整備事業用地として、町道の一部を流用することから、町道の2路線を廃止するものです。

下記の表に移りまして、1行目、路線番号103牛袋高須賀線、2行目、路線番号754築港通2号線、3行目、隈崎南1号線の3路線で、それぞれ表に起点及び終点を記載しております。

次のページの39ページと40ページに箇所図を掲載しております。丸印が起点で、矢印が終点となりますので、確認をお願いいたします。

なお、廃止する3路線の総延長は4,735.5メートルになります。

続いて、関連がありますので、41ページをお開き願います。

議案第107号 町道の路線認定について。

道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものとする。

町道牛袋高須賀線については、県道荒浜港今泉線のルート変更に伴い、終点部分の位置が変更となるため、全線を廃止し、新たに路線を認定するものでございます。

下記の表に移りまして、路線番号103、路線名牛袋高須賀線、起点、亘理町逢隈牛袋字境15-5地先。終点、亘理町荒浜字山神100-5地先でございます。

次のページ42ページに箇所図を掲載しております。丸印が起点で、矢印が終点となりますので、確認をお願いいたします。

なお、認定する路線の総延長は4,350.2メートルとなります。

以上で議案第106号及び議案第107号について説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。

これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第106号 町道の路線廃止についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第106号 町道の路線廃止についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号 町道の路線廃止についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号 町道の路線認定についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第107号 町道の路線認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第107号 町道の路線認定についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

この際、昼食のため、休憩いたします。

再開は13時からといたします。休憩。

午前 11時58分 休憩

午後 0時57分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第108号 公の施設における指定管理者の指定について

日程第18 議案第109号 公の施設における指定管理者の指定について

（以上2件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第17、議案第108号 公の施設における指定管理者の指定について及び日程第18、議案第109号 公の施設における指定管理者の指定についての以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） なお、当局からの指定管理者選定委員会の経過について補足説明の申し出がありますので、これを許可いたします。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） それでは、指定管理者選定委員会の経過についての補足説明をさせていただきます。

今回の議案第108号から議案第115号までの指定管理者の指定につきましては、平成29年8月23日及び10月31日の両日に開催されました互理町指定管理者選定委員会におきまして、審議の結果、それぞれの団体が選定され、その内容について答

申をいただいているということを最初にご報告申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

議長（佐藤 實君） 議案第108号及び議案第109号について、当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第108号について、ご説明をいたします。

議案書43ページをお開き願います。

議案第108号 公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

初めに、公の施設の名称でございますが、亶理町ほのぼの園。

指定管理者となる団体につきましては、亶理町字旧館60番地7、社会福祉法人亶理町社会福祉協議会でございます。これまでも同様に指定管理者としてお願いしている団体でございます。

指定の期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

次に、議案第109号、次のページ、44ページになります。

議案第109号 公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称でございますが、亶理町ゆうゆう作業所。

指定管理者となる団体は、亶理町字旧館60番地7、社会福祉法人亶理町社会福祉協議会でございます。こちら今まで指定管理者としてお願いしている団体でございます。

指定の期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間ということになります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第108号 公の施設における指定管理者の指定についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第108号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第108号 公の施設における指定管理者の指定についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号 公の施設における指定管理者の指定についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第109号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第109号 公の施設における指定管理者の指定についての件は原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第19 議案第110号 公の施設における指定管理者の指定についてから

日程第23 議案第114号 公の施設における指定管理者の指定についてまで

（以上5件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第19、議案第110号 公の施設における指定管理者の指定についてから日程第23、議案第114号 公の施設における指定管理者の指定についてまでの以上5件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 議案第110号から議案第114号までについて、当局からの提案理由の説明を求めます。施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） それでは、議案第110号から議案第114号まで一括してご説明申し上げます。

議案書の45ページをお開き願います。

議案第110号 公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、逢隈駅東自転車等駐車場。

指定管理者となる団体、亘理町逢隈字郡65番地1、下郡区。これまでと同じでございます。

指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

続きまして、46ページをお開き願います。

議案第111号 公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、浜吉田駅西自転車等駐車場。

指定管理者となる団体、亘理町吉田字流146番地703、浜吉田西区。これまでと同じでございます。

指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

続きまして、47ページをごらん願います。

議案第112号 公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、亘理駅西自転車等駐車場。

指定管理者となる団体、亘理町字旧館61番地22、公益社団法人亘理町シルバー人

材センター。これまでと同じでございます。

指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

続きまして、48ページをお開き願います。

議案第113号 公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、亶理駅東自転車等駐車場。

指定管理者となる団体、亶理町字旧館61番地22、公益社団法人亶理町シルバー人材センター。これまでと同じでございます。

指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

続きまして、49ページをごらん願います。

議案第114号 公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、亶理駅東駐車場（南側）。

指定管理者となる団体、亶理町字旧館61番地22、公益社団法人亶理町シルバー人材センター。これまでと同じでございます。

指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第110号 公の施設における指定管理者の指定についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。1番鈴木高行議員。

- 1番（鈴木高行君） 指定管理する相手方はそれでよろしいんですけども、管理人の部屋、管理人室、プレハブで本当に風が吹くと倒れるような部屋で管理人がそこで自転車の引き渡しをやっているけれども、多分記憶によれば、私が都市計画課にいたときの管理人室のプレハブがそのまま今も使われているような気がします。何年たっているかというとなんか20年ぐらいですね。あの管理人室です。夏は暑い、冬は寒い。そういうところで管理人さんが我慢して委託を受けて、賃金をもらっているからね、我慢してやっているんだけれども、もうちょっとあの管理人さんに

なるシルバーさんでも、行政区でも待遇をよくするという、給料面でなくてね、居住環境をもう少しよくしてやったらいいのかなと、私は思うんです。常々あそこに寄ってみたりするんだけど、だから、年数からすると、四十何ぼのときからだから、約20年あのままの部屋だと思います。そういう面もよく考えてあげて、少し人に対しての優しい建物で快適なところまでは言わないけれども、寒さ、暑さをしのげる程度の管理人室をつくってやったらどうですか。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） お答えいたします。

確かに浜吉田西、逢隈につきましては、平成2年、4年と大分前から管理をしていただいております。おっしゃられるとおり、老朽化は進んでおるかと思っております。あとは管理人の方からもいろいろ要望は聞いておりますので、今後検討していきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第110号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第110号 公の施設における指定管理者の指定についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第111号 公の施設における指定管理者の指定についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第111号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第111号 公の施設における指定管理者の指定についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号 公の施設における指定管理者の指定についての件について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第112号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第112号 公の施設における指定管理者の指定についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第113号 公の施設における指定管理者の指定についての件について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第113号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第113号 公の施設における指定管理者の指定についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第114号 公の施設における指定管理者の指定についての件につい

て、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第114号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第114号 公の施設における指定管理者の指定についての件は原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第24 議案第115号 公の施設における指定管理者の指定について

議長（佐藤 實君） 日程第24、議案第115号 公の施設における指定管理者の指定についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） それでは、議案第115号について、ご説明いたします。

議案書50ページをお開き願います。

議案第115号 公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、亘理駅東駐車場（北側）。

指定管理する団体、亘理町字旧館61番地22、公益社団法人亘理町シルバー人材センター。これもこれまでと同じ法人でございます。

指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第115号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第115号 公の施設における指定管理者の指定についての件は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第116号 平成29年度亘理町一般会計補正予算（第5号）

議長（佐藤 實君） 日程第25、議案第116号 平成29年度亘理町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） それでは、議案第116号 平成29年度亘理町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。別冊でお配りの平成29年度亘理町一般会計補正予算書（第5号）をご準備ください。

1ページをお開き願います。

平成29年度亘理町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものとし、第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22億1,697万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ209億7,543万円とする。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の追加は、「第3表 地方債の補正」による。とするものでございます。
初めに歳出予算からご説明いたします。

17ページをお開き願います。

項目が多いため、本日は、金額の多いものを中心にご説明させていただきます。

なお、各款において職員人件費の追加補正を行っておりますが、これは4月以降の職員人事異動に係る給料、職員手当、共済費が主なものでございます。

初めに、2款総務費でございます。

1項5目財産管理費につきましては、右説明欄に記載のとおり、細目3町有林管理経費として10月23日に接近した台風21号の影響により、南猿田林道ののり面が崩れたことなどから、復旧作業に係る機械借上料120万円を追加補正するものです。
また、1款12目基金管理費につきましては、細目8東日本大震災復興交付金基金費として、避難道路整備事業、水産業共同利用施設復興整備事業を初めとする平成28年度の事業費の額の確定に伴う精算分を復興交付金へ戻し入れするため、積立金として12億7,612万2,000円を追加補正するものでございます。

次に、19ページをお開きください。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、細目4住民基本台帳ネットワークシステム整備事業費として、マイナンバーカード等への旧姓併記を可能とする関係法令の改正に伴い、住民基本台帳ネットワークシステムの改修が必要となったことから、委託料480万4,000円を追加補正するものでございます。以上が総務費の主なものであります。

続きまして、3款民生費をご説明いたします。1項1目社会福祉費につきましては、右説明欄に記載の細目4国民健康保険特別会計費として、国民健康保険に係る各種給付費支援金等の支払い額の確定に伴い、亘理町国民健康保険特別会計繰出金を1,193万3,000円減額補正するものです。

次に、21ページをお開きください。

1項3目の老人福祉費につきましては、細目を介護保険事務経費として介護保険に係る保険給付や地域支援事業費における追加補正に対する町負担分として、亘理町介護保険特別会計繰出金455万8,000円を追加補正するほか、細目15後期高齢者医療事務経費として後期高齢者医療広域連合に対する保険料負担金及び保険基盤安定負担金について、その額が確定したことから、後期高齢者医療広域連合給

付費負担金及び亘理町広域高齢者医療特別会計繰出金合わせて3,088万5,000円を減額補正するものでございます。1項7目障害者福祉費につきましては、5,195万円増額補正しておりますが、これは平成30年4月の障害者総合支援法の改正により、自立生活等援助サービス等の創設や、各種報酬改定が行われることから、法改正に対応するためのシステム改修費として委託料130万円を追加補正するほか、生活保護や就業支援等の各種障害者福祉サービスの利用者数の増加などから、扶助費5,029万5,000円を追加補正するものでございます。

次に23ページをお開きください。

2項1目児童福祉総務費につきましては、右説明欄に記載のとおり、細目3児童福祉費事務経費として平成28年度分の子ども・子育て支援交付金等の額の確定に伴う国及び県への返還金271万円を追加補正するほか、細目6子ども医療費支給経費として平成30年4月から子ども医療費無償化の支給対象年齢を18歳までに拡大するのに必要なシステム改修業務委託料228万1,000円や、子ども医療費に不足が生じる見込みであることから、扶助費916万6,000円などを合わせまして、1,160万9,000円を追加補正するものでございます。2項4目児童措置費につきましては、細目3保育園経費として総額4,613万9,000円を計上しておりますが、これは待機児童対策として平成30年4月に開園予定である保育施設2カ所の整備に対する補助金2,636万7,000円を計上するほか、私立保育園等に対する延長保育事業等の実績に基づく補助金243万9,000円の追加補正や、処遇改善等のための運営費補助が単価改正されたことなどに伴い、私立保育園等入所児童措置費として扶助費1,733万3,000円を追加補正するものでございます。

次に、25ページをお開きください。

3項1目災害扶助費につきましては、細目4災害救助経費として借り受けた被災者から償還を受けました災害援護資金貸付金の宮城県に対する償還金2,091万円を追加補正するものでございます。以上が民生費の主なものです。

続きまして、6款農林水産費をご説明いたします。

27ページをお開きください。

1項4目農業振興費につきましては、右説明欄に記載のとおり、細目19東日本大震災農業生産対策事業費として事業の進捗状況に伴い、生産資材の追加導入などが必要となったことから、補助金309万円を追加補正するものでございます。次に、

1 項 6 目農地費につきましては、細目 4 ため池樋門管理経費において、台風21号の影響により、長瀨ため池内に土砂が流入したことから、これの除去費用として委託料300万円を、また、細目 5 用排水路管理経費において、排水路等における土砂除去費用等414万2,000円をそれぞれ追加補正するものでございます。次に、1 項13目復興事業費につきましては、総額 9 億870万6,000円を追加補正いたしますが、これは亘理町いちご団地造成事業を初めとする被災地域農業復興総合支援事業について、対象となる全ての事業が完了したことから、震災復興基金に積み立てている交付金の残額分を宮城県への返還金として計上するものでございます。以上が農林水産業費の主なものでございます。

続きまして、7 款商工費をご説明いたします。31ページをお開きください。

1 項 3 目観光費につきましては、右説明欄に記載のとおり、細目 4 観光施設管理経費として荒浜漁港フィッシャリーナの災害復旧事業が平成30年 1 月末で完了することに伴い、平成30年 4 月からの供用開始に向け、係留施設及び管理倉庫等において必要となる保険料や備品購入費等を合わせて127万2,000円を追加補正するのがその主なものでございます。以上が商工費の主なものです。

続きまして、8 款土木費をご説明いたします。

2 項 2 目道路維持費につきましては、右説明欄に記載のとおり細目 3 道路維持経費として、台風21号の被害に伴う町道神宮寺本線ほか、道路修繕工事費283万円を追加補正するほか、2 項 3 目道路新設改良費として、社会資本整備総合交付金事業の交付額の決定に伴い、総額 1 億5,050万6,000円を減額補正するものでございます。

次に、33ページをお開きください。

3 項 1 目河川総務費につきましては、こちらも台風21号の被害に伴う河川維持復旧費として鍋倉川河川修繕工事等を500万円追加補正するものでございます。

次に、35ページをお開きください。

4 項 6 目復興事業費において、細目16避難道路新設整備事業費として、町道五十刈線の整備の進捗状況により、事業の一部が平成30年度までかかる見込であることから、平成29年度分の工事請負費4,050万円を減額補正し、あわせて平成30年度の債務負担行為を設定するものでございます。以上が土木費の主なものでございます。

続きまして、10款教育費をご説明いたします。2項小学校費につきましては、細目10施設管理経費として290万円を計上しておりますが、これは吉田小学校でキュービクルの更新工事を実施した際に、毒性の高いポリ塩化ビフェニルが発見されたことから、適正に処分するための委託料110万円を追加補正するほか、図書館用の図書の購入及び平成30年度に入学する児童の教育に必要な各種備品の購入のため、備品購入費180万円を追加補正するものでございます。

次に、37ページに記載の3項中学校費につきましては、細目7施設整備事業費として、亘理中学校プールにおいてプールサイドの防滑シートが劣化により剥離し、危険な状態であることから、改修工事費1,004万円を追加補正するものでございます。以上が教育費の主なものでございます。

次に11款災害復旧費をご説明いたします。39ページをお開きください。

1項1目農林水産施設災害復旧費につきましては、台風21号の大雨等により被災した林道一ノ坂線において、細目4林業施設災害復旧費として3,000万円を追加補正するものでございます。

続きまして41ページをお開きください。

2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、東日本大震災により被害を受けた吉田東部地区の町道7路線について、ほ場整備や太陽光発電施設整備等の事業が進捗したことなどから、今後災害復旧工事の実施に当たり、必要となる測量業務設計業務委託料360万円を追加補正するとともに、事業が2カ年にわたることから、次年度分の債務負担行為を設定するものでございます。

また、3項1目保健体育施設災害復旧費につきましては、B&G海洋センター漕艇場の復旧に当たり、浮き桟橋等の備品購入費に不足が生じる見込みであることから、海洋センター災害復旧費として629万円を追加補正するものでございます。

以上が、歳出の主なものでございます。

続きまして、歳入予算の主なものについてご説明いたします。11ページをお開き願います。

9款地方交付税につきましては、復旧・復興事業に充当するため、震災復興特別交付税2億6,651万3,000円を追加補正するものでございます。

13款国庫支出金につきましては、歳出欄でご説明いたしました社会福祉費や児童福祉費等の増額に係る国庫負担金、国庫補助金を追加補正するほか、社会資本整

備総合交付金の交付決定に伴う減額補正、社会保障番号制度に係るシステム整備費国庫補助金の追加補正などを合わせまして、総額3,860万1,000円を減額補正するものでございます。

14款県支出金につきましては、国庫支出金と同様に、歳出欄でご説明した社会福祉費や児童福祉費等の増額に係る県負担分として、1項1目民生費県負担金、2項2目民生費県負担金をそれぞれ追加補正するほか、2項4目農林水産業県補助金及び2項10目災害復旧費県補助金の追加補正などを合わせまして、総額4,787万2,000円を追加補正するものがその主なものでございます。

16款寄附金につきましては、教育振興の目的で、株式会社リード様より100万円の貴重なご寄附を頂戴したものであり、歳出欄でご説明した図書館用図書購入の財源に充当させていただいております。株式会社リード様にはこの場をおかりしまして、長年にわたるご厚意に心より感謝、御礼申し上げます。

17款繰入金につきましては、10目震災復興基金繰入金として、これも歳出欄でご説明いたしました被災地域農業復興総合支援事業の完了に伴う返還金の財源として9億870万6,000円を追加補正するほか、12目東日本大震災復興交付金基金繰入金として、平成28年分の事業費が確定したことに伴い、6月補正予算において財政調整基金を財源として予算計上済みでございました水産業共同利用施設復興整備事業水産加工流通施設の財源組み替えのため、10億1,062万5,000円を追加補正するほか、これも歳出予算でご説明いたしました避難道路新設整備事業の減額補正3,138万8,000円を合わせまして総額9億7,923万7,000円を追加補正するものでございます。

19款諸収入につきましては、災害援護資金貸付金の返還があったことから、3項貸付金元利収入として1,817万5,000円を追加補正するほか、4項雑入として、平成28年度分の後期高齢者医療広域連合医療給付費市町村負担金の精算に伴う返還金2,752万1,000円を追加補正するものが主なものでございます。

20款町債につきましては、4目土木費として、公共ゾーン内の道路整備事業の財源として、町道新設改良事業債5,400万円を追加補正するほか、7目災害復旧事業費として林道一ノ坂線災害復旧事業の財源として林業施設災害復旧事業費630万円を追加補正するものでございます。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、債務負担行為の補正についてご説明いたします。5ページをお開き願います。

第2表にごございます債務負担行為の追加につきましては、議案第108号から議案第115号で提出させていただいている各種指定管理業務に関して、平成30年度から平成32年度までの限度額を設定するほか、歳出でもご説明いたしました避難道路町道五十刈線道路改良工事及び町道大畑浜線ほか、6路線測量調査設計業務委託につきまして、平成30年度までの2カ年で事業を実施する必要があることから、平成30年度において限度額を設定するものでございます。

また、下段、債務負担行為の変更につきましては、平成29年度から3カ年かけて実施する計画である家屋特定調査業務委託について、平成30年度から平成31年度までの限度額を2,745万4,000円から3,240万円に変更するものでございます。

最後に、第3表地方債補正でございます。6ページをごらんください。

先ほど歳入欄20款町債でもご説明したとおり、公共ゾーン内の道路整備事業の財源として、道路整備事業債5,400万円及び林道一ノ坂線災害復旧事業の財源として林業施設、災害復旧事業債630万円を追加補正したことにあわせ、借入限度額を追加するものでございます。

以上で、議案第116号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 22ページ、上段の老人福祉事務経費になります。臨時職員賃金186万5,000円が減額されています。この減額理由と、こういった職種の臨時職員だったのか。そして、これまでの事業進捗というのはこういったものだったのか、がまず1点。

そしてその次の13の委託料ですね。介護予防ケアマネジメント委託料、この委託先とこの増額、この補正理由をお願い申し上げます。

あとまたもう1点ですが、24ページ下段の保育園経費、2の補助金の私立保育園延長保育事業補助金でございますが、前の説明ではいちごっさんが事業を運営するというふうなご説明がございましたが、自宅を改修するというふうな説明だったんですが、その自宅改修の床面積の説明がなかったので、その面積はどれくらいなのかというふうなこの2点でございます。

議 長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 1点目の臨時賃金、どのような職種だったのかというところですが、まず職种的には介護支援専門員、ケアマネジャーの分でございます。当初6名で予定しておりましたが、1名どうしても見つからないというようなことで、今現在5名で活動を行っておりまして、その1名分の減額となります。

続きまして、委託料の介護予防マネジメント委託料の増額ということになりますが、介護支援専門員、臨時職員1人見つからなかったというようなところで、このマネジメントを町内の居宅介護支援事業所のほうに委託しておりまして、その分で増額になったものでございます。以上でございます。（「あともう1点、家庭的保育園のいちごっこさんの床面積」の声あり）

議 長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） ちょっと詳しい資料を持ち合わせてございませんけれども、家庭的保育事業として2室を改修するという予定になってございます。ちょっと詳しい資料を持ち合わせてございません。申しわけございません。

議 長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） もう1点なんです、32ページ上段の商工振興事務経費、印刷製本費として97万7,000円が計上されております。この印刷の目的と数量、配布先、説明願います。

議 長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） この印刷経費につきましては、亶理町の観光パンフレットの印刷分でございます。当初2万6,000部で印刷を図っておったんですけれども、非常に好評でございまして、足らなくなるというのが現状でございます。今も既になくなって、配布を抑えているところでございます、それを急遽印刷しなければならないということで、平成29年度増刷分ということで1万部を予定してございます。そのほかに平成30年度分につきましては、当初予算では平成30年度分をこの中で予算計上をしているんですけれども、平成30年度分が足らなくなるという見込みがもう最初からわかっておりますので、その分の増加分について、こちらは4万部を増加しまして、合計で6万6,000部を印刷できるような予算要求をさせていただきます。配布先につきましては、これまでと同様なんですけれども、一番多いのがやはり鳥の海のパーキングエリア、あそこのところが一番枚数がはけてお

りまして、そのほかにも町内の各事業所、店舗等に置かせていただいております。
以上です。（「了解」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 27ページ、6款1項6目農地費の28ページの説明欄のため池樋門管理経費です。委託料長瀨ため池内流入土砂撤去業務委託料300万円の追加補正ですが、町内のほかのため池の土砂埋設等はなかったのか、お答え願います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 町内全てのため池は調査させていただきましたが、多少はございましたが、このような委託料がかかるような機能的に障害があるところまでは至っていなかったと。今回はこちらの長瀨ため池だけがこのように、どうしても経費がかかるというようなことでございました。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 今回の長瀨ため池の土砂撤去というのは、どのような手順で行われるのかお聞きしてよろしいですか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） どのようなといいますと、業者さんに委託しますので、重機を使って除去するという形でございます。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） この工法はため池の用水を一旦空にしてから、工事を行って、土砂撤去後用水をためると思われますけれども、それでよろしいですか、順序としては。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） はい、そのとおりでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） まず、20ページ、2款3項1目ですね。住民基本台帳ネットワークのシステム整備、こちらのマイナンバーカードへの移行実績というものが現在どのようなになっているのか。

そして次に、36ページ、10款1項1目スクールソーシャルワーカー増額、こちら増員なのか、または回数がふえたのか。

そして次に最後、42ページ、11款3項1目海洋センターの災害復旧の備品購入等

ですね。こちらの内訳、まずこの3点をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（山田勝徳君） まず第1点目のご質問でございますが、マイナンバーカードの交付実績でございますけれども、平成29年11月末現在で申請者数が3,770件に対して、交付件数が3,249件というものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） スクールソーシャルワーカーの増額の件でございますけれども、昨年来からスクールソーシャルワーカーに活動していただきまして、学校の先生を初め、不登校を持つ保護者のほうの認知度が非常に高まってきております。当初昨年の実績に合わせて予算組みをしたんですけれども、ことしになって非常に相談件数がふえておりまして、宮城県から示されている限度額いっぱいの今回補正をとらせていただきました。そういうことでございます。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 備品購入費の内訳でございますけれども、まず1点が、船艇等の備品の不足分というか、補助対象外分の検査費用とか、工賃代、それ等の合計で139万8,000円と。あと、各船艇の専用のラックということで、それ分が全部合わせて160万円と。あと、船艇とクレーンの吊り上げ用枠ということで、29万2,000円と。あと浮棧橋の追加設置分ということで300万円を予算計上するものでございます。一番大きい浮棧橋につきましては、今回災害復旧のほうで1基設置するわけでございますけれども、利便性の向上と安全性を高めるため、もう1基を追加したいと考えてございまして、その理由としましては、来年度から小学5年生を対象とした体験学習を震災前同様に再開したいと考えてございます。

それで、一応図面のほうで説明をさせていただきますけれども、こちらのこの下の部分がもともとの今回災害復旧で1基追加するわけでございますけれども、この1基だけだと、何か急に改修しなくてはいけないとか、雷になったとかというときに、この1基だけですと、なかなか体験学習といいますと、6人漕ぎのカッターと、あとカヌーということで、同時にやるわけなんですけれども、この1基だこの1面しか使えないということで、今回こちらの縦の部分、こちらがレインボーブリッジ側なんですけれども、こちらの部分に追加することによって、両面使えて、安全確保できるということで1基を追加させていただきたいということで

予算計上させていただきました。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 済みません。さらにもう一つずつ。

マイナンバーについては、旧姓併記、こちらができるようになるということなんですけれども、こちらのニーズというのをどのように把握されているのか。

あと、スクールソーシャルワーカーにおいては、相談件数がふえましたということなんですけれども、その何かもうちょっと具体的な背景などあれば、教えてください。

あと、海洋センターの浮棧橋なんですけれども、こちらは補正ではなくて当初で見込まなかった理由等があるのであれば教えてください。以上です。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（山田勝徳君） 旧姓併記のニーズにつきましては、内閣府の世論調査においては、婚姻により名字を変えると仕事上、何らかの不便を感じる働く女性が5割近くおり、民間調査によりましては、働く既婚女性の25%が旧姓を使っているなど、旧姓併記へのニーズがあるものと捉えております。ただ、本町におきましては、統計的な資料をとっておりませんので、把握しておりません。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） スクールソーシャルワーカーの相談の実態でございますけれども、今2人体制で行っております。1人は、県のアンバサを務めておる先生でございますので、その下にスクールソーシャルワーカーを育てなければいけないということで、その先生のお弟子さんといいますか、そういった先生も一緒になって対応しているところです。前までだと火曜日に月に1回程度だったんですけれども、今、月に本当に4回くらい来ていただいて、10時から相談が始まって、長いときには夜の7時半受付というのもあります。それは保護者の相談事が主になってきますので、そういった形で本当に時間が一番多いときで10件くらいの相談を受けているんですね。そういうことで、本当に今お二人で精力的にやっ
ていただいているという、そういう状況でございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 浮棧橋につきましては当初はそのままの災害復旧で1基とい

うことで、考えてございましたけれども、先ほども話したように、来年度から体験学習を再開するに当たって、やっぱり安全面ということで、1基追加したほうがいいのではないかとということで、ご父兄さんも心配している方もあるかもしれませんが、その点を含めて、今回改めて1基を追加させてもらったというのが現状でございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 浮棧橋の件、了解いたしました。

では、最後にマイナンバーの件でもう一つだけ、こちらの大きな柱の一つに、事務負担の軽減というものが掲げられていたと思うんですけども、本町においてどのくらい軽減されたのか。または、まだ軽減されていないのであれば、軽減される見込みがあるのであればどの程度なのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（山田勝徳君） その点につきましては、まだ統計的な情報を把握しておりません。以上です。（「了解です」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） まず、22ページの20番扶助費、5,029万5,000円というのが増額になっていますけれども、これの説明については、福祉サービスの利用者及び利用率が増加したため、このぐらゐの増額補正をするというような話があった。この額からすれば5,000万円というのは相当な増額なので、互理町の利用者が何人増加して、その増加した理由というのは、町のほうでどのようなアプローチをして、増加のほうに至ったのか、利用者が、障害者が自分から率先してこれを利用しようと思ってふえたのか。町のほうで何かアプローチしたからこれがこのぐらゐ利用料がふえたのか、利用率がふえた、その点一つ。それとも当初見込が足りなかったのかと、いろいろ理由はあると思われませんが、その点一つ。

次のページも、これは障害児の福祉事業経費もふえているけれども、それらも絡めてやってもらってもよろしいです。

あと、32ページ、社会資本整備総合交付金事業、これは減額して、この金云々のことを言うわけではないんですけども、そして14番には、同じ交付金事業の中で、道路整備事業に、効果促進事業というような形の事業で整備するようになっていると。この社会資本総合交付金事業、何か長ったらしい名前なんですけれど

も、これの中身というのは、どのようなものにこの交付金事業を使うのかと。該当するのかと。

そして、もう一つ、そのうちの効果促進事業はその中のまた別なものだと思うけれども、これに該当するものはどのような事業なのか。

そして、これらの効果促進事業は相当今まで使っていると思うんだけど、効果促進事業で整備したものがあると思うんだけど、それらの総体は今までどのくらいになっているのか。

そして、今からこの社総交で、どのくらい使える残額が残っているのか。今から事業を組む整備をいろいろするんだから、その残り残額をもってこの事業はできるので、その残額というのはどのくらいあるのかと。

あともう一つが、町長の趣旨説明の中で、吉田小学校のキュービクル更新工事の際に、毒性の高いポリ塩化ビフェニルが発見されたので、これを適正に処理するための委託料、この適正に処理するということはどういうことかということ。何をどういうふうにして処理するのが適正なのかわからないけれども、適正に処理すると言っているけれども、どういう形で何を、我々この塩化ビフェニル、これは何だかわからないし、どういうものをどういうふうに処理するのかということ、110万円だね。その3点。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） まず、障害者福祉費の扶助費の部分につきましては、やはり障害者の方で利用する方、あとは利用する時間がふえているというところがございます。そのために増額補正するものでございますが、これらにつきましては、利用する際に当たって、相談事業所のモニタリングを定期的に行って、プランをつくりながらサービスを利用していただくんですが、そのモニタリングの過程でやはり体の状態を確認しながらするようになりますが、プラン、もう少し使ったほうがいいんじゃないかと。あとは利用時間をふやしたらいいんじゃないかと。あとは利用する方がふえたというようなことで、相談事業所のほうでプランを立てて、この増額のほうに結びついているというようなところでございます。

次のページの障害児施設給付事業のほうの扶助費も、こちらについては、現在、37人利用しているんですが、その37人の方の利用の日数等がふえているというところから、増額補正するというようなものでございます。以上でございます。

す。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 社会資本整備総合交付金についてのご質問ですが、どのようなものかのご質問だったと思うんですが、以前ですと、個別の補助事業というのがございまして、省庁ごと縦割りだった補助事業がこの通称社総交というふうには呼ばせてもらいますが、この社総交になった関係上、全体の計画を出すと、そのパッケージごとでかなり大きな枠で使えるというようなものとなっているようで、国がいうには自由度があって、使い勝手のいい事業ということで言っているようです。該当する主な事業としますと、亘理町の場合では、道路、下水道、都市公園、住宅、河川と、そういうような大きなインフラ事業が該当となってございます。

あと、効果促進の関係ですが、橋りょうの点検など、基幹事業に附帯するような事業ということで効果促進事業と呼んでいるんですが、これまでの実績ですと、橋りょうの点検、あと防災無線というのがこの効果促進を使って整備していたようです。過去からの実績の積み上げについては、現在金額はちょっと手持ちがございませんので、申しわけありません。

あと、この金額の枠のような残額的なものなんですが、1年ごとの申請をしておりますして、道路につきましては、大体毎年5億円ぐらい要望を出すんですが、決定額のほうがそこから査定されて3億4,000万円とか、そういうような形で単年ごとの要望になっておりますので、今までの傾向を見ておきますと、前年の実績ベースぐらいで推移しているようなので、残額が幾らというようなそういう見方はされていないようです。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 吉田小学校のキュービクルの適正に処理するという件でございますけれども、今、順次小中学校のキュービクルに関して更新工事を行っているところではございます。その中で、吉田小学校のキュービクル更新工事において、トランス内に低濃度のPCBが含まれているということが発覚いたしました。そこで、宮城県仙台保健福祉事務所岩沼出張所のほうに相談をしたところ、適正に処分をしなければいけないと、そういう指導を受けました。その中で、その適正な指導というのは廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びにポリ塩化ビ

フェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法というのがあるんですけども、それにのっとって対応しなさいと。そういう指導でございました。

高濃度の場合と、低濃度の場合の処分方法が違うんですけども、今回、吉田小学校のキュービクルに関しては、低濃度のPCBが含まれていたということで、低濃度のPCBの場合は、国の処分施設ではなくて、環境大臣が個別に認定した処理事業者、もしくは都道府県、市の長が許可した処理業者での処分となります。運搬に関しても特別管理産業廃棄物に係る許可を得た収集運搬業者または処分業者以外の運搬は禁止されています。また、通常の建設工事にて発生する産業廃棄物の処分方法と異なり、PCB所有者と運搬処理業者が直接契約し、処分場に運搬することになっておりますというようなことを受けて、今、工事を発注した都市建設課といろいろ協議をしながら、今のところその処分場を持っております福島県のいわき市のほうに運搬しようかということで今計画を立てているところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 今の扶助費の件ですけども、町では相談員が努力して、相談の対象者に相談を行った結果、障害者がふえたというような回答だと思いますが、違うのかな。相談事業が多くなって、それを利用する方がふえたというような回答と私は解釈したんですけども、そうではないんですか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 障害者の方が障害者サービスを利用するときに、相談事業所のほうに相談をして、相談事業所のほうでプランを立てて、障害者サービスを使うようになるんですけども、そのサービスを使っている方々が定期的にモニタリングを受けて、体の状態等々をどのような状況かというのを確認していただいて、その体の状態が悪くなったら、サービスがふえますし、よくなったら減るというようなプランの書き換えがありますので、そのプランの使用頻度を上げたほうが良いというプランになれば扶助費もだんだんサービスも多くなりますので、扶助費も上がってくるというようなところでございます。

議長（佐藤 實君） 1回座って手を挙げてください。

1番（鈴木高行君） 今の答弁不足だから俺聞いたんだよ、議長ね。理解できないから、

私は。このように理解したんだけど違うというわけだな、理解度が。だから俺は立っていて聞いているんだけど、要するに今答えたのはね、障害者が相談員にプランを変更してもらって、そして利用する事業が変わったりふえたりしたから、ふえたという評価に今度変わっているわけね。そういうふうにならなうでしよう。前のとは、俺とり方が違うんだから。要するに相談員が、障害者に、そのプランをあなたにはこのプランのほうがいいですよということで紹介するんでしよう。相談事業というのは、そしてそのプランが合っていれば、そのプランを利用するから、利用頻度が高くなって、扶助費が多く出ると。そういう形になるのと違うんですか。まだ2問目に入らないよ。

福祉課長（佐藤育弘君） 先ほどもそういうふうなつもりで回答をさせていただいておりましたが。（「だったらそれでいいのね。だから、議長、俺2問目に入るからね、議長ね」の声あり）

議長（佐藤 實君） 今のは2問目ですよ。（「何で2問目、俺わからないから、答えてないから聞いているんだ」の声あり）それやったらいつまでたっても終わりません。一応1回1回で区切ってやってください。

1 番（鈴木高行君） じゃあ続けてやります。もう1回聞くね。

今の話のように、利用者が相談員に相談して、プランをいろいろ変わって、そしてその頻度が変わって、事業も変わった。そういうことで扶助費がふえていったんだと。町のほうでは相談員というのはどこにいるかわからないけれども、県の相談員なんだか、亘理町にいるのか、そういうところまで説明してもらわないと、俺はわからないのね。いいですか、障害者のケアプランをつくるのも、老人のケアプランをつくるのも、みんなケースワーカーとか、そういう人がつくるんだと思うんだけど、そうした場合、この5,000万円というのは、こんなにふえているということは、相当の数の異動があったという。利用者はふえていないというけれども、利用の形が変わったということであらうのか。

そして、または、亘理町の行政面のPRによって利用者に理解される度合いがふえて、このプラン、この事業を利用したのか、それらをどのように理解しているのと、私は聞いている。あなたたちと行政のサービスとして、本当にサービスした結果がこれこういうふうになったんだたら大いに結構なんだ。後で答弁しなさいね。

あと交付金事業のこの。俺3問聞いているんだから、交付金事業を聞くんだ。1
回で3つ質問をしているんだから。

議長（佐藤 實君） だから3問目に入るんですね。

1 番（鈴木高行君） 3問目に入らないんです。今2問目始まったばかりですよ。今度
交付金事業を聞くんだもの。

議長（佐藤 實君） この際、暫時休憩いたします。

午後2時05分 休憩

午後2時10分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、鈴木高行議員。3問目お願いします。

1 番（鈴木高行君） では、社総交とその効果促進事業、それについて質問をします。実
際この県の中で自由度のある交付金事業だということで、亘理町には割当てられ
ている分ではないので、各年度で申請して、その社総交の事業を獲得してくる
と。大枠で5億円近くあるんだけれども、その中から何ぼか割当てられるだろう
と。将来的にいつ、この復興事業が平成32年度までの事業としてあるのか。そ
れとももっともっと継続してあるのか、効果促進事業とか、そういう事業がね。
そういうのがあれば町としてはうんと有利な事業として使えることだし、自由度
のある事業なので、多分以前にも、これは小学校の外階段とか、ああいうのもこ
れで多分効果促進事業で使っていると思います。外から登る階段とかね。それ
にも使っていると思うので、いろいろな使い道の自由度はある事業なのでね。

ただ、予定する亘理町の事業のボリューム、これに当てはめられるような事業と
いうのはまだまだ出てくるのではないのかなと思うと、その限られた予算という
のは平成32年度で終わるのであれば、5億円ずついったって、あと2年だから、10
億円だからね、満杯でもらったって。その中でおさめなくてはならない事業にな
ってくるわけ。要するにそういう事業に該当するような選択肢というのは内部で
いろいろ調整して、この効果促進事業として捉えるものだと思うんですね。それ
らに該当するような今後の事業というのは、どういうのがあるのかわかりませ
んけれども、効果促進事業に合う今後の事業としてね。多分実施計画にある事業
の中から選ぶのか、復旧事業の中から選ぶのか、その辺いろいろ選択肢はあると思
うんですけども、そういうものだと思います。そういう面で、本当に効果のあ

る事業に、こういう自由度のある事業を適用させて、町に予算を、補助金を持ってきていただきたいと感じます。いろいろ使ってみてね。

あと、今キュービクルの話も、言われてみれば、説明されれば、何かPCBが入っているとかという話なんですけれども、実際、ほかの学校にもそういうのがあるというようになれば、全部調査して、やってみないと人体にどのように影響するものなのか、結果的にね。ただ処理して終わりなのか。そこら辺もやっぱりPRする必要もあるし、みんな学校の全体の施設として捉えるものなのか。これらについて今後どのように対応する気であるのか。

あとは3問目としてね。この5,000万円というのは、相当の金だけれども、件数がふえている。新規者もふえていると、さっき言ったよね。どの程度ふえているのか。そしてどのような事業を活用してふえたのか。ここの中に共同援助事業自立訓練、機能訓練、いろいろ移行事業とか、5つ、6つ並んでいるはね。そういうところにその相談者、相談を受ける方々、県の人だか町の人だかわかりませんが、どのような指導をしてこういうところに行って、ふえたのかと。その内容はどうなっているのかと聞いています。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 社会資本整備関係のご質問ですが、今行っている復興交付金とはまるっきり別物で、復興交付金がまだある現在も同時進行で行っておりますし、復興交付金がなくなってからも、存続するとは思っております。以前ですと道路事業ですと、平成22年まで臨時交付金事業という補助事業がありまして、それがこの制度が変わって、社総交のほうに移行したもので、今後もまだ続くとは思っておりますが、また、その事業名が変わって別の交付金になるかもしれませんが、なくなることはないという見込みで今計画を立てて進んでおります。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） キュービクルの更新の関係でございますけれども、震災のときに荒小、長小、荒中ということで、済んでおります。

あと順次、消防法の指摘によってこれまで亘理、吉田、高屋小、それから吉中という形でやってきております。残っているのが逢隈小と逢隈中学校になるので、その辺も早急に調べて対応していきたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、障害者福祉費の扶助費についてですが、まず、ここに5項目ほどあります。この生活介護事業、これについては、障害者の方の日中支援というようなことで、現在52名利用しております、単価等については、障害程度の区分によっても異なります。障害程度が上がればもっとというようなことで、先ほど障害者支援の相談事業所と言いましたけれども、この事業所についてはぱれっとというのが岩沼にありますけれども、ぱれっとと、あと五日町にありますありのまま舎、こちらが相談支援事務所というふうになります。

次の共同生活援助事業、これについてはグループホームというふうになりまして、現在40人利用しておいて、当初よりも4名利用者がふえているということでございます。

あとは、自立訓練ということで、これについては、機能訓練、生活訓練、宿泊型の自立訓練、自立で生活できるような訓練を行うというようなことで、これについては1人ふえております。

あとは、就労移行支援事業所、これにつきましては、この事業を活用している方、当初7人を見込んでおりましたが3名増ということになっております。

次の就労継続支援、これはA型、B型ありますが、ふえているのはB型というようなことで、B型が5名ふえておりまして、このような金額が追加になるということでございます。

次のページの障害施設給付事業、これについては、放課後デイサービスを利用している方というようなことで、先ほども申し上げましたが、37名利用しております。この方々の利用日数がふえたことによりまして、増額補正になったというものでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 38ページの7節施設整備事業費の中の工事請負費、亘理中学校のプールサイド防滑シート1,004万円ということで、この件について、先ほど説明の中では、劣化、剥離したということございました。それはいつごろ気づいたのかですね、1つは。

それから、これは何年ぐらいたってのメンテナンスなのか。そこのところをお願いします。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 亘中のプール防滑シートがいつごろかということですが、9月の中旬ごろから中学校のほうから報告を受けていまして、少しずつ剥がれてきているというような連絡が来ました。その後、いろいろ大風が吹いた関係でそれが一気に剥がれてしまったということなんです。亘理中学校のほうとしては、非常に水泳部の活動を活発にやっておるところなので、4月中旬ぐらいからもう入りたいというような申し出がございまして、そういったことを今回の補正にのせたわけでございますけれども、あと、いつごろかといいますと、あそこの中学校を建てた築年度ですから、平成2年ごろだと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 先ほども風が吹くとめくれた。要するにめくれがあったということですね。これは早く気がつかないと、児童生徒、ここは中学生なので生徒、肌がまず多く出ています。そしてまた水に入りますからふやけます。そうなったときにぶつかったり、転んだりすると、傷が大きいんですよ。そういった形でやはり平成2年に張り替え工事があったということですが、やはり今回もこの防滑シート、同じものでいくのかどうか、お聞きします。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） いろいろ事業に関しては、都市建設課のほうに依頼して、一緒にやるわけでございますけれども、その辺は剥がれにくいような、そういった材質があるのかどうか適正に判断して対応していきたいなというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） これはあくまでも提案ですけども、シートというのは確かに1回剥がれたりしますと、膨れとかも来ますと、そこから剥がれます。塗料にウレタン系のもございますので、これのほうがかえって長持ちするんじゃないかなと思うんですけども、それはそれで考えていただければと、こう思うわけでございます。答弁はよろしいです。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 37ページの一番上です。小学校図書整備費ということで計上されておりますけれども、これは町内6校の小学校に図書が入るのでしょうか。

あともう一つ、これまでリードさんから毎年100万円という、本当に貴重なご寄附をいただいておりますけれども、これまでどれくらいリードさんからいただいているのでしょうか、ちょっとそこら辺も確認させていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） このたびリードさんから100万円のご寄附をいただきました。その使い道ということで、我々考えていたのは本当に図書をやりたいというようなことで申し出をしたわけでございます。その中で、児童数、それから生徒数、そういったことを一つ一つの学校をちょっと鑑みた場合に、亘理小学校と逢隈小学校の児童数に対して図書の冊数がちょっと余りにも少ないと、そういうことで図書支援ともいろいろ話をした結果、まずこの2校に今回振り分けようというようなことで計画を立てております。以上です。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） リード様からの寄附の総額でございますけれども、これが平成1年から基本継続していただいております、寄附の目的は教育振興助成金に充ててほしいということで、総額は今現在把握しているのでは2,600万円になってございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 本当に今2,600万円という本当に貴重なご寄附をいただいているわけですが、私はぜひ学校の図書館にリードブックみたいな感じで、毎年いただいている部分で子供たちにもしっかりと教えていくことが大事かなと思います。ただ、図書が、本がふえるだけではなくて、リードさんからのご寄附をいただいている図書になったということがわかるような何かそういうことができればいいかなと思いますけれども、この点、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） リード様からもぜひ我々が寄附をした関係上、何かそういうところに使われているかというのをはっきりしたほうが私どももすごく気持ちがいいですというようなことで、今回、亘理小学校と逢隈小学校のほうに振り分けようと思っているんですけれども、そういったコーナーもしっかり設けて対応しようということで、学校側には話をしているところでござい

す。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） マイナンバーで再度お聞きいたします。

先ほど旧姓を掲載するということに対してのニーズは把握していないというふうな答弁がありました。このマイナンバーというのは2016年の1月ということは、約2年たっております。その2年間の間に旧姓名を掲載してほしいというふうなニーズ、これまでのニーズはございましたか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（山田勝徳君） 現在のところ把握してはございません。（「これまでだよ」の声あり）あったのかないのかも含めて把握しておりません。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9番（高野孝一君） ちょっと残念な返事ですけども、先ほどこの旧姓を掲載することによって、ちょっと説明がありましたけれども、具体的にどのような場合でそれが利用できるのか説明してください。

というのと、あと、これはいつからの実行というか、実現するのか。

また、これまでマイナンバーを持っていた方が旧姓を掲載する手続に伴う手数料等が取られるのかどうか、その辺をお聞きいたします。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（山田勝徳君） まず、どのような場面でというようなご質問についてですけども、先ほども木村議員への答弁にもお話ししましたが、政府調査、あるいは民間調査において、結婚で名字を変えることで不便を感じている女性が5割近くいたということと、それから既婚女性の25%は旧姓を使っているような状況も見受けられるということから、これは日本全国での規模でのお話なんですけれども、それらのニーズがあったというものでのことです。

いつから始まるかということですが、今、国の関連法案の改正作業と地方自治体システムの改修作業が同時進行しておりまして、施行は平成30年以降と予定されておりますが、その運用開始については住民基本法改正以降となりますので、具体的な施行日は未定でございます。

なお、手数料を今後変更あるかにつきましては、今後検討していくということになるかと思っております。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） どのような場面でそれを利用できるかというのは、ちょっと的確な答弁をしていないような気がします。抽象的な話で、具体的に何々をするために、この旧姓を掲載したナンバーカードを使うんだというふうな具体的なものをちょっとお知らせください。

あと、もう一つ、28ページの東日本大震災農業生産対策補助金309万円、説明では、何か資材を云々というふうな話しかございませんけれども、資材がどのようなもので、相手先がどこなのか、もう少し詳しくお話をさせていただきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（山田勝徳君） 旧姓併記の住民票なり、マイナンバーカードの具体的な利用方法についてはということでございますけれども、例えば、マイナンバーカードについては、一部の役所ではこのような身分証明がわりに使われているというところもございます。そういうようなところでは、過去にお付き合いのあったような例えば住民なり、地方自治体の方とお話しするときには役に立つのではないかと。あるいは、営業職などで、旧姓以来のお得意様とご商談なさるときには、その旧姓併記したものが利用できるのではないかと想定しております。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 農業振興費における東日本大震災農業生産対策事業、こちらの事業内容でございますが、皆様ご存じのとおり震災後から今年度まで続いている継続されている事業でございます。内訳といたしましては、まず毎年やっておりますほ場の中の塩化カリ剤の散布、そちらがまず1つ、そちらは実施してもらっているのがJAさんということで、そちらとあわせて水稻にかかわる育苗ハウスの施設整備と育苗箱の今回は、あとは発芽機を導入するという事業内容でございます。そのパイプハウスとか、資材関係につきましては、主に吉田の浜の方々の農家の方々が主な内訳となっております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 22ページの1項7目の障害者福祉費の扶助費ですけれども、この通所施設になると思うんですが、その給食費についてです。これは全員が全額

自己負担でやっているのかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 大槻議員、もう1回してください。

12番（大槻和弘君） 通所施設ありますよね。就労継続とかありますよね。ここに通っているでしょう。そこで給食費。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 就労継続支援A型、B型に通っている方々の給食費はどういうふうになっているのかと、これについては、自己負担だったと思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） いわゆる低所得者で負担軽減措置というか、そういうものがとられているかどうかと聞きたかっただけなので、いないとすれば、それはそれで結構です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） 台風21号のことでお伺いをいたします。

いろいろな款別に、それぞれ復旧作業の予算が今回補正で上がっております。5部門ぐらいあるんですかね。全体とすると大体4,600万円ぐらい、前回の測量も入れると約5,000万円ぐらいの補正が上がってきているわけですがけれども、今回の被害で、この5,000万円で、大体どれぐらいのものが復旧工事として行われているものなのか。

そしてまた、これは緊急なんだと思うんですけれども、大規模なものについては、来年度30年度で予算を組まなければいけないというような大きな被害のものがあるのかどうか、その点についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 農林水産課の林道関係につきましては、今年度の計上で、来年度で実施するということはありませんが、ただ一ノ坂林道については工期が来年度までまたがる予定でございますが、一応今年度で全て農林水産関係の林道関係につきましては、今年度の予算計上のみということでございまして、あわせて、ため池、そして用排水路、今回の詰まったところ関係のしゅんせつなんかも今回の補正予算で農業施設関係は計上済みでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） ただいま農林水産課に追加で、都市建設課のほうで今回計上させてもらっているのが32ページにある道路維持経費ということで、町道神宮寺本線外道路修繕工事ということで283万円、こちらがあるわけですが、場所とすると、三、四カ所に大きく分かれておりまして、箇所当たりになると数十万円というようなところで維持修繕を計上しております。こちらについては、台風の被害なので、今回直せば一応完成ということで継続性はないと考えております。

そのほかに34ページにあります上から2段目にある河川事務経費、こちらのほう500万円、鍋倉川関係なんですけど、こちらの鍋倉川が雨のたびに未改修の部分が多いものですから洗掘を受けております。こちらも数カ所に分かれて工事する予定でございますので、今回直せばその分は終わるということにはなりますが、改修計画もありますので、年次的にはそちらのほうも進めていきたいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） それぞれの所管のところから今お答えしていただいて、応急処置は全て終わりというような感じなんですけれども、これは町で調査した分、それから地域から上がってきた被害のあったところ、全てを網羅しての対策ということで考えてよろしいですか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） はい、そのとおりでございます。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） はい、被害のあった地区の区長さんのほうから台風後すぐ現地のほうの立会いということをしていただいて、箇所については全て把握しているつもりでございます。（「了解です」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第116号 平成29年度亘理町一般会計補正予算（第5号）の件を

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第116号 平成29年度亙理町一般会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり可決されました。

子ども未来課長から補足説明の申し出がありますので、許可いたします。子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 先ほど佐藤議員のご質問で、24ページ、3款2項4目小規模保育施設の整備事業の補助金、家庭的保育事業のことだったんですけども、その改修する面積というお話がありまして、その内訳について改めてご説明させていただきたいと思います。

改修する部屋については2部屋でございまして、それぞれ9畳と8畳間になります。面積については、9畳のほうは47.8平方メートル、8畳のほうは37.7平方メートル。あと、縁側と廊下がございまして、それぞれ縁側が12.8平方メートル、廊下が12.2平方メートル、全て合わせて110.5平方メートルでございまして。

以上です。

議長（佐藤 實君） 説明が終わりました。

この際、暫時休憩をいたします。再開は14時50分とします。休憩。

午後2時39分 休憩

午後2時48分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26 議案第117号 平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤 實君） 日程第26、議案第117号 平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（南條守一君） それでは、平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算書をお手元をお願いいたします。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第117号 平成29年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ357万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億4,215万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、12、13ページをお開き願います。

まず、2款1項1目19節一般被保険者療養給付費の負担金3万9,000円の増額は、県の補助金の増加見込みによるものでございます。

続きまして、3款1項1目19節後期高齢者支援金等の負担金134万2,000円の減額につきましては、社会保険診療報酬支払基金の額の確定によるものでございます。

続きまして、4款1項1目前期高齢者納付金1万8,000円の増額につきましては、こちらも同じように社会保険診療報酬支払基金の納付金の額が確定したことによるものでございます。

続きまして、14、15ページをお開き願います。

6款1項1目19節介護納付金負担金173万7,000円の減額については、これも同じように社会保険診療報酬支払基金の納付金の額が確定したものであるものでございます。

続きまして、8款2項1目疾病予防の報償費36万円の減額と消耗品18万9,000円の減額につきましては、1年間以上医療機関を受診しない世帯に対し、記念品を贈呈しておりましたが、宮城県内のほとんどの市町村において、無受診表彰をとりやめているところです。このことは、必要な医療を受けるべき被保険者の受診を抑制し、結果的に重症化する事態を招くものでございますので、こちらにつきましては、事業を廃止するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明しますので、8、9ページをお開き願います。

3款1項2目療養給付費等負担金は、185万4,000円を増額し、6億632万4,000円とするものです。これは、国の額の確定により増額補正するものでございます。

次に3款2項1目財政調整交付金は、246万円を減額し、2億1,990万4,000円とするものです。これも国の額の確定により減額補正するものでございます。

次に、5款1項1目1節前期高齢者交付金9万3,000円を追加し、14億5,279万5,000円にするものです。これは社会保険診療報酬支払基金から確定額として示されたため、増額補正するものでございます。

続きまして、6款2項1目1節乳幼児医療補助金3万9,000円を追加し、48万9,000円とするものです。これは県からの交付見込みが示されたことによるものでございます。

次に、6款2項2目財政調整交付金は、52万3,000円を増額し、1億7,223万円とするものです。これは県からの交付見込み額が示されたことによるものでございます。

9款1項1目一般会計繰入金は、1,193万3,000円を減額し、3億576万7,000円とするものです。これは国と県からの保険基盤安定負担金が確定したため、減額補正するものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願います。

9款2項1目財政調整基金繰入金731万6,000円増額は、歳入合計より歳出合計が上回るため、財政調整基金から繰り入れするものでございます。これによりまして、基金残高は、補正金額731万6,000円を減額すると、7億7,647万5,000円となります。

最後に、10款1項2目その他繰越金は16万円を追加し、516万円とするものでございます。これは平成28年度の決算剰余金が確定したことにより増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第117号 平成29年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第117号 平成29年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第118号 平成29年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第27、議案第118号 平成29年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、別冊の亶理町公共下水道事業特別会計補正予算書をお開きください。

それでは、議案第118号 平成29年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

平成29年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,215万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,216万4,000円とする。

第2条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、11ページ、12ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費171万5,000円の増額補正でございますが、人事異動に伴う人件費の増及び消費税等の公課費の減額でございます。2目維持管理費500万円の増額補正でございますけれども、台風21号の影響により、南町北外雨水路に土砂が堆積したことから、しゅんせつ撤去委託料を増額するものでございます。

2款1項1目社会資本整備事業費8,200万円の減額補正ですが、社会資本整備総合交付金事業につきまして、当初要望より国からの内示額が減額となった工事請

負費等の減額でございます。

次の13ページ、14ページをお開きください。

4款1項公債費の686万6,000円の減額補正ですが、平成28年度起債借り入れ利率の確定に伴う影響により、起債償還利子の減額でございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして9ページ、10ページをお開きください。

3款国庫支出金において、1項1目社会資本整備総合交付金4,200万円を減額補正するものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金235万1,000円の減額補正でございますけれども、一般会計からの繰入額の減額というところでございます。

7款1項町債3,780万円の減額補正でございますけれども、公共下水道事業債の減額によるものでございます。

次に、地方債の補正についてご説明いたしますので、戻りまして4ページをお開きください。

第2表、地方債補正。変更。

公共下水道事業債を社会資本整備事業費の減額に伴い、起債限度額を3億6,380万円から3億2,600万円に減額するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 1点だけ、12ページ、維持管理費ということで南町北外雨水路土砂しゅんせつ業務委託料ということで、500万円の計上がありますが、これは台風被害だということなんですが、応急復旧工事になるのかなというふうに思いますが、長さ、立米ですかね。この水路の長さとできればボリュームですね。その辺をお知らせ願いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 具体的な長さとはボリュームは、実際現場を見ておるんですけども、計算上では出しておりませんが、場所につきましては、先日議員、お話しなされたと思いますけれども、通称マツクリ川、ズングリ川という川が、先日の質問の中に出てきた話の中で、亘理町の旧国道から東側に当たる部分です。そ

このちょうど、畑、田んぼがあった中で、その間を通っている水路が今回公共下水道で管理している水路なんですけれども、ちょうど亘理用水、岩地蔵用水のところで直角のような形で曲がるんですね。そこに土砂が堆積したというところで、具体的に言いますと、田んぼでいうと2枚、3枚分ぐらいの延長、長さがあると思います。深さから言いますと、約1メートルぐらいの深さの水路、そこに土砂が堆積していると。それを撤去するというような委託ということでございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） そうしますと、500万円計上してありますけれども、施工によっては若干上がる、多くなる。増減は出てくるという理解でいいですか。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 委託の状況によって恐らく減少してくるのかなというようなことは考えてございます。（「了解」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第118号 平成29年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第118号 平成29年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第119号 平成29年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第28、議案第119号 平成29年度亘理町介護保険特別会計補正

予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第119号についてご説明申し上げますので、平成29年度互理町介護保険特別会計補正予算書（第2号）をご準備いただきたいと思っております。

初めに、1ページをお開きいただきます。

議案第119号 平成29年度互理町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度互理町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ757万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3,157万1,000円とするものでございます。

それでは初めに、歳出からご説明をいたしますので、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思っております。

1款1項1目一般管理費547万円の増でございますが、介護保険の制度改正によりまして、平成30年4月から更新認定有効期間の上限の延長等が実施されることから、それに係るシステム改修の委託料について、増額補正するものでございます。

2款4項1目高額介護サービス費175万9,000円の増額補正につきましては、介護サービスを利用したときに支払います自己負担額が高額になる場合、上限額を設定し、その上限額を超えた分について、申請により支給することになってはいますが、その対象となる方がふえており、今後の予算に不足が生じるおそれがあるため、補正するものでございます。

4款2項4目包括的継続的ケアマネジメント支援事業87万8,000円の増ですが、これにつきましては、医療と介護の連携事業の一環としまして、各医療機関、介護事業所のサービス内容や所在地、連絡先等の情報を掲載する医療介護サービスマップを作成するため、補正するものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開き願います。

6款3項1目返還金につきましては、前年度分の介護給付費財政調整交付金を精算した結果、返還金が生じたことから、1万1,000円を追加補正するものでござい

ます。

その上になります5款1項1目基金積立金につきましては、今回の補正における財源調整ということで61万3,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思っております。

3款1項1目介護給付費負担金35万1,000円を増額補正するものでございますが、ここから次のページ、10ページの下段まででございますが、8款1項3目地域支援事業繰入金17万1,000円を増額補正でございますが、これにつきましては、全て先ほど歳出でご説明申し上げました各種事業費が増額となったということから、歳入においても、その増額に合わせて、それぞれ国、県等からルール分としての割合で交付されました負担金等について補正するものでございます。

最後に、8款1項4目事務費繰入金、最下段でございますが、こちらにつきましては、歳出における1款総務費の増額に伴いまして、416万円を追加補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 13ページの一番下です。

医療介護サービスマップ作成業務委託料87万8,000円ということで、町内各機関のサービス内容や所在地、連絡先の情報をマップにして作成するということですが、今どのようなマップ、地図にあらわすのでしょうか。電話番号と所在地みたいな感じですか。ここら辺のちょっと対象者が高齢者の方が一番見やすいマップにするのが必要かなと思うんですけども、そういう部分で、今検討していることをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） この部分に関しましては、全戸に配布する予定にしております、その様式につきましては、ちょっとこれ近隣のものを持ってきたんですが、見やすいように、地図の上に番号を振りながら、ここに介護施設あります。医療機関がありますよと。その介護施設ではどういう介護の事業を行っていますというような、ちょっと少し詳細にわかるようなマップを作成する予定にしております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） できれば1回いろいろな幅の方にでき上がったらちょっと見ていただいて、字の大きさとか、やっぱりどうせつくるなら、やっぱり見やすいというかわかりやすいものに、あと片仮名をなるべく使わないようなマップをつくっていただければと思います。そしてこの全戸配布は、いつの時期を考えていますか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） まず、配布の時期でございますが、今年度中にマップを作成したいと思っておりますので、早ければ4月、遅くても5月ごろになるのかなというふうに思っておりました。その字の大きさ等も先につくっている各自治体の例も参考にしながら、字の大きさどのくらいでつくっているのかとか、そういうのも参考にしながらつくらせていただきたいなというふうに思っておりました。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 町内には各機関とか、サービス、いろいろな病院とか、結構数多くほかの市町村に比べてあるような気がしますので、それを考えると、何か小さくなるのではないかなと思います。ぜひなるだけ見やすい、ちょっと大き目につくっても構わないと思います。そんなにたびたびつくることにはつながらないと思いますので、ぜひ見やすい、わかりやすいマップをつくるように、ちょっといろいろ考えるべきかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 今のところ大きさについてはA4判を考えております。できるだけ見やすいようにページ数をふやしたり、あと色分けしたり、あと地区別につくったりと、見にくくならないような工夫で作成をしたいというふうに思っておりました。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） ただいまの佐藤アヤ議員の関連で、1点ちょっとご質問をします。

この医療介護サービスマップ、亘理町内の行政区域というふうなことはわかるんですけども、医療介護はもう既に広域化がどんどん進んでおります。隣の山元町、そして隣の岩沼市に多くの方々が医療介護のためにサービスを受けられてい

るわけなのですが、このマップの中には、一つの情報として、そういった近隣市町村のこういったサービス機関等の情報も網羅するのですか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 現在、やはり各事業所、広域化になっておりまして、近隣の自治体にある事業所を利用なさっている方もいらっしゃいますので、そこも勘案しながら、利用なさっている事業所を加える形で、今のところ考えてはおります。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第119号 平成29年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第119号 平成29年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第120号 平成29年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第29、議案第120号 平成29年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、議案第120号についてご説明いたします。

別冊の平成29年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算書（第2号）をご用意いたします。

初めに、1ページをお開きください。

議案第120号 平成29年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2万円とするものでございます。

それでは、初めに歳出からご説明いたしますので、10ページをお開きください。

1款1項1目わたり温泉鳥の海管理運営費35万6,000円の追加補正につきましては、4月の人事異動に伴います退職手当組合負担金の追加補正を行うものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、8ページをお開きください。

こちらにつきましては、ただいま歳出でご説明申し上げました追加補正に伴いまして、一般会計からの繰り入れを歳出同様35万6,000円追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第120号 平成29年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第120号 平成29年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第121号 平成29年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第30、議案第121号 平成29年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（南條守一君） それでは、議案第121号をご説明いたしますので、平成29年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をご用意お願いいたします。

まず初めに、1ページをお開き願います。

議案第121号 平成29年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ388万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,643万8,000円とするものでございます。

それでは、まず初めに、歳出から説明しますので、10ページ、11ページをお開き願います。

2款1項1目後期高齢者医療保険料負担金52万6,000円の減額と保険基盤安定負担金336万3,000円の減額、合わせて後期高齢者医療広域連合納付金388万9,000円の減額につきましては、後期高齢者医療広域連合から示されたものになります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。

3款1項2目保険基盤安定繰入金336万3,000円を減額し、7,075万6,000円とするものです。これも同じように、後期高齢者医療広域連合から確定額が示されたことによるものでございます。

続きまして、4款1項1目、これにつきましては、繰越金になりますけれども、平成28年度の決算剰余金が確定したことにより、52万6,000円を減額補正するものです。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第121号 平成29年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第121号 平成29年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第122号 平成29年度亘理町水道事業会計補正予算
(第3号)

議長（佐藤 實君） 日程第31、議案第122号 平成29年度亘理町水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、別冊の亘理町水道事業会計補正予算書をお開きください。

議案第122号 平成29年度亘理町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条、平成29年度亘理町水道事業会計補正（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額は次のとおり補正する。

支出。第1款第2項営業外費用、既決予定額6,512万4,000円から185万2,000円を減額し、6,327万2,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入の予定額は、次のとおり補正する。

収入。第1款第3項他会計出資金、既決予定額1,015万3,000円に、76万2,000円を追加し、1,091万5,000円とするものでございます。

第1款第5項国庫補助金、既決予定額2,466万3,000円に、379万8,000円を追加し、2,846万1,000円とするものでございます。

それでは、次のページ、2ページ、3ページをお開きください。

収益的支出、1款2項1目支払利息及び企業債取扱諸費の185万2,000円の減額につきましては、平成28年度債の利息確定によるものでございます。

続いて、4ページ、5ページをお開きください。

資本的支出、1款5項1目国庫補助金の379万8,000円の増額補正につきましては、災害復旧事業費の国庫補助金の増によるものでございます。

また、3項1目他会計出資金の76万2,000円の増額につきましては、災害復旧事業に伴います一般会計からの繰入金の増ということでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第122号 平成29年度亘理町水道事業会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第122号 平成29年度亘理町水道事業会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第32 報告第17号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び
和解）

議長（佐藤 實君） 日程第32、報告第17号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） それでは、報告第17号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）についてご説明いたします。

51ページをお開き願います。

今回の専決処分につきましては、平成29年11月17日に、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行なったため、議会に報告するものでございます。

52ページをお開きください。

専決処分書でございますが、平成29年9月7日に、亶理町逢隈中泉字一里原97番地13で発生いたしました公用車の事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要性が生じたので、専決事項の指定（平成16年亶理発第10号）第2項の規定により専決処分したものでございます。

概要につきましては、53ページの別紙をごらんください。

和解の相手方は、〇〇〇〇氏。

和解の内容は、記載のとおり、（1）亶理町は、本件事故に関し補修費として、上記相手方に対し、3万5,640円を支払うものとする。

（2）相手方と亶理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、異議申し立てしないことを双方とも確約する。というものでございます。

私からの説明は以上でございます。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第17号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

日程第33 議案第123号 農業委員会委員の任命についてから

日程第47 議案第137号 農業委員会委員の任命についてまで

（以上15件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第33、議案第123号 農業委員会委員の任命についてから、日程第47、議案第137号 農業委員会委員の任命についてまでの以上15件は、関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 議案第123号から議案第137号までについて当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

町長（齋藤 貞君） 農業委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

議案第123号から議案第137号まで、亶理町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについて、一括してご提案申し上げます。

追加議案書の1ページをお開き願います。

本町農業委員会委員の任期が、平成30年1月28日に任期満了になることに伴い、新たに農業委員会委員を任命したいので、改正後の農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第123号 農業委員会委員の任命について、同意を求めるものでございます。

住所、亶理町吉田字池田43番地、氏名、森 昌敏、生年月日、昭和21年8月10日でございます。

なお、森 昌敏氏の経歴については、議案書2ページをお開き願います。

学歴、職歴について記載のとおりであります。

農業関係の経歴といたしましては、平成27年1月から農業委員会委員、平成27年2月に、亶理町認定農業者に認定されております。

次に、議案書3ページをお開き願います。

議案第124号 農業委員会委員の任命について。

前議案と同様に同意を求めるものでございます。

住所、亶理町長瀬字曾根25番地、氏名、小野 稔、生年月日、昭和25年8月3日でございます。

なお、小野 稔氏の経歴については、議案書4ページをお開き願います。

学歴、職歴については、記載のとおりであります。

農業関係の経歴といたしましては、平成25年3月に、亶理町認定農業者に認定され、平成27年1月から農業委員会委員に就任しております。

次に、議案書5ページをお開き願います。

議案第125号 農業委員会委員の任命について。

前議案と同様に同意を求めるものでございます。

住所、亶理町長瀬字砂取場63番地15、氏名、安住政男、生年月日、昭和27年7月2日でございます。

なお、安住政男氏の経歴については、議案書6ページをお開き願います。

学歴職歴については、記載のとおりであります。

農業関係の経歴といたしましては、平成29年8月に、亶理町認定農業者に認定されております。

次に、議案書7ページをお開き願います。

議案第126号 農業委員会委員の任命について。

前議案と同様に同意を求めるものでございます。

住所、亶理町吉田字板橋135番地12、氏名、三戸部孝二、生年月日、昭和26年11月13日でございます。

なお、三戸部孝二氏の経歴については、議案書8ページをお開き願います。

学歴職歴については、記載のとおりであります。

農業関係の経歴といたしましては、平成27年1月に農業委員会委員に就任、平成29年10月に亶理町認定農業者に認定されております。

次に、議案書9ページをお開き願います。

議案第127号 農業委員会委員の任命について。

前議案と同様に同意を求めるものでございます。

住所、亶理町字堀ノ内151番地、氏名、佐藤利洋、生年月日、昭和23年12月24日でございます。

なお、佐藤利洋氏の経歴については、議案書10ページをお開き願います。

学歴、職歴については、記載のとおりであります。

農業関係の経歴といたしましては、平成24年7月に、農業委員会委員に就任しております。

次に、議案書11ページをお開き願います。

議案第128号 農業委員会委員の任命について。

前議案と同様に同意を求めるものでございます。

住所、亶理町逢隈田沢字浜道142番地37、氏名、加藤正純、生年月日、昭和56年10月23日でございます。

なお、加藤正純氏の経歴については、議案書12ページをお開き願います。

学歴職歴については、記載のとおりであります。

加藤氏は、農業委員会法第8条第6項に該当します農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者及び第7項の委員の年齢等に著しい隔たりが生じない委員に該当となります。

次に、13ページをお開き願います。

議案第129号 農業委員会委員の任命について。

前議案と同様に同意を求めるものでございます。

住所、亶理町吉田字原286番地1、氏名、神田 昇、生年月日、昭和27年1月29日でございます。

なお、神田 昇氏の経歴については、議案書14ページをお開き願います。

学歴職歴については、記載のとおりであります。

農業関係の経歴といたしましては、平成25年11月に亶理町認定農業者に認定されております。

次に、議案書15ページをお開き願います。

議案第130号 農業委員会委員の任命について。

前議案と同様に同意を求めるものでございます。

住所、亶理町字下浜街道104番地2、氏名、鈴木周吾、生年月日、昭和28年4月3日でございます。

なお、鈴木周吾氏の経歴については、議案書16ページをお開き願います。

学歴、職歴については、記載のとおりであります。

農業関係の経歴といたしましては、平成27年6月に、亶理町認定農業者に認定されております。

次に、議案書17ページをお開き願います。

議案第131号 農業委員会委員の任命について。

前議案と同様に同意を求めるものでございます。

住所、亶理町逢隈小山字内堀小29番地、氏名、長田邦雄、生年月日、昭和23年4月29日でございます。

なお、長田邦雄氏の経歴については、議案書18ページをお開き願います。

学歴職歴については、記載のとおりであります。

農業関係の経歴といたしましては、平成24年1月に、農業委員会委員に就任して

おります。

次に、議案書19ページをお開き願います。

議案第132号 農業委員会委員の任命について。

前議案と同様に同意を求めるものでございます。

住所、亶理町逢隈鷺屋字宮後57番地、氏名、齋藤憲一、生年月日、昭和24年11月3日でございます。

なお、齋藤憲一氏の経歴については、議案書20ページをお開き願います。

学歴、職歴については、記載のとおりであります。

農業関係の経歴といたしましては、平成26年3月に亶理町認定農業者に認定、平成27年1月に、農業委員会委員に就任しております。

次に、議案書21ページをお開き願います。

議案第133号 農業委員会委員の任命について。

前議案と同様に同意を求めるものでございます。

住所、亶理町逢隈牛袋字水口177番地、氏名、佐伯 健、生年月日、昭和22年8月4日でございます。

なお、佐伯 健氏の経歴については、議案書22ページをお開き願います。

学歴、職歴については、記載のとおりであります。

農業関係の経歴といたしましては、平成20年4月に、農業委員会委員に就任しております。

次に、議案書23ページをお開き願います。

議案第134号 農業委員会委員の任命について。

前議案と同様に同意を求めるものでございます。

住所、亶理町逢隈十文字字佐渡291番地、氏名、伊藤富敏、生年月日、昭和25年12月7日でございます。

なお、伊藤富敏氏の経歴については、議案書24ページをお開き願います。

学歴職歴については、記載のとおりであります。

農業関係の経歴といたしましては、平成20年7月に農業委員会委員に就任、平成25年8月に亶理町認定農業者に認定されております。

次に、議案書25ページをお開き願います。

議案第135号 農業委員会委員の任命について。

前議案と同様に同意を求めるものでございます。

住所、亶理町長瀬字稲荷前57番地1、氏名、安住郁子、生年月日、昭和29年5月16日でございます。

なお、安住郁子氏の経歴については、議案書26ページをお開き願います。

学歴、職歴については、記載のとおりであります。

農業関係の経歴といたしましては、平成25年4月から、平成29年3月まで、J A みやぎ亶理女性部長を務めております。

また、安住氏は、農業委員会法第8条第7項の委員の性別等に著しい隔たりが生じない委員に該当となります。

次に、議案書27ページをお開き願います。

議案第136号 農業委員会委員の任命について。

前議案と同様に同意を求めるものでございます。

住所、亶理町逢隈中泉字中119番地1、氏名、結城喜和、生年月日、昭和36年4月2日でございます。

なお、結城喜和氏の経歴については、議案書28ページをお開き願います。

学歴、職歴については、記載のとおりであります。

農業関係の経歴といたしましては、平成24年1月に、農業委員会委員に就任、平成26年2月に亶理町認定農業者に認定されております。

次に、議案書29ページをお開き願います。

議案第137号 農業委員会委員の任命について。

前議案と同様に同意を求めるものでございます。

住所、亶理町荒浜字西原159番地1、氏名、武澤文男、生年月日、昭和27年12月10日でございます。

なお、武澤文男氏の経歴については、議案書30ページをお開き願います。

学歴、職歴については、記載のとおりであります。

農業関係の経歴といたしましては、平成11年7月に農業委員会委員に就任、平成29年4月に、亶理町認定農業者に認定されております。

以上議案第123号から議案第137号の15名であります。

なお、新たな農業委員の任期は、平成30年1月29日から平成33年1月28日までとなっております。

以上、ご提案申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、採決を行います。

まず、議案第123号 農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより議案第123号 農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。この採決は起立により行います。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第123号 農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第124号 農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより議案第124号 農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。この採決は起立により行います。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第124号 農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第125号 農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより議案第125号 農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第125号 農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第126号 農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより議案第126号 農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第126号 農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第127号 農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより議案第127号 農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第127号 農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第128号 農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより議案第128号 農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。この採決は起立により行います。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第128号 農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第129号 農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより議案第129号 農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。この採決は起立により行います。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第129号 農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第130号 農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより議案第130号 農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第130号 農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第131号 農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより議案第131号 農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第131号 農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第132号 農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより議案第132号 農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第132号 農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第133号 農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより議案第133号 農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。この採決は起立により行います。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第133号 農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第134号 農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより議案第134号 農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。この採決は起立により行います。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第134号 農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第135号 農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより議案第135号 農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第135号 農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第136号 農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより議案第136号 農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第136号 農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第137号 農業委員会委員の任命についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより議案第137号 農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第137号 農業委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

以上で一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第48 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第48、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成29年12月第15回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時53分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 渡 辺 壮 一の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 熊 田 芳 子

署 名 議 員 佐 藤 ア ヤ